



鴻巣市こども計画

(令和7年度～令和11年度)



SDGs 未来都市
KONOSU

こども
まんなか

令和7年3月

鴻巣市

はじめに

本市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成 27 年度に「鴻巣市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画では「^{あす}次代の夢咲く 子育て No1 のまち こうのす」を基本理念として、こどもの医療費助成における対象年齢の拡大をはじめ、子育て世代包括支援センターの開設や、市内に 9 か所目となる北新宿児童センターの建設など、様々な子育て支援に努めてまいりました。



その後、令和 2 年度に「第 2 期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、継続性を保ちつつ、こども・子育て支援のさらなる取組を推進してまいりました。平成 27 年以降、10 年連続で転入超過が続いていることも、子育て世帯にやさしいまちづくりを進めてきた成果であると考えております。

このたび、これまでの成果と課題を踏まえつつ、こども大綱及び埼玉県こども・若者計画を勘案し、令和 7 年度を始期とする「鴻巣市こども計画」を策定しました。本計画では、「すべてのこども・若者が自分らしく成長できる こどもまんなか・こうのす」を基本理念に、貧困の状況にあるこどもの割合が増加傾向にある中、すべてのこどもたちが夢と希望をもって成長できるよう、新たに、こどもの貧困に対する支援や若者支援について取りまとめました。

こども・子育て支援は、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本とし、すべての子育て家庭を対象に、一人ひとりのこどもの健やかな育ちを目指すものであり、その取組は、社会的な課題の統合的な解決に向けた国際的な目標である SDGs の達成にも大きく貢献するものです。

今後も、本計画に基づき、教育・保育の総合的な提供、地域でのこども・子育て支援、こどもの貧困対策の充実に努め、切れ目のない子育て支援を推進することで、市民の皆さんの“ウェルビーイング”の向上を図るとともに、こどもまんなか社会を目指してまいりますので、皆さんの温かいお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました鴻巣市こどもまんなか会議委員の皆さんをはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました市民の皆さんに心から厚く御礼を申し上げます。

令和 7 年 3 月

鴻 巣 市 長 並 木 正 年

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨・背景.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の対象.....	3
4. 計画の期間.....	3
5. 計画の策定体制.....	4
6. 計画策定において踏まえるべき国の動向.....	6
第2章 鴻巣市のこどもを取り巻く状況.....	9
1. 統計にみる鴻巣市の状況.....	9
2. アンケート調査結果の概要.....	19
3. こども・若者の意見聴取結果の概要.....	31
第3章 計画の基本的な考え方.....	37
1. 基本理念（将来像）.....	37
2. 基本目標.....	40
3. 計画の体系.....	41
第4章 計画の内容.....	42
基本目標1 ライフステージを通して切れ目のないこども・若者の育ちを支援します.....	42
基本目標2 こども・若者の人権と最善の利益が尊重される環境をつくります.....	52
基本目標3 配慮を必要とするこども・若者や子育て家庭を支援します.....	56
基本目標4 安心して子育てができる環境を確保します.....	61
第5章 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策（第3期子ども・子育て支援事業計画）.....	68
1. 教育・保育提供区域の設定.....	68
2. 教育・保育サービスの充実.....	69
3. 地域子ども・子育て支援事業.....	72
4. 放課後児童対策推進の取組.....	80
第6章 計画の推進と進捗管理.....	85
1. 計画の実現に向けた役割.....	85
2. 計画の推進体制.....	86
3. 計画の点検・評価.....	87

資料編.....	88
1. 策定経過.....	88
2. 鴻巣市こどもまんなか会議条例.....	89
3. 鴻巣市こどもまんなか会議委員名簿.....	92
4. 諮問.....	93
5. 答申.....	94

第Ⅰ章 計画策定にあたって

Ⅰ. 計画策定の趣旨・背景

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、全国の市町村に子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられたことから、鴻巣市（以下「本市」という。）では、平成 27 年度から令和元年度までを計画期間とする「鴻巣市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第 1 期計画」という。）を策定しました。その後、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善の一層の推進を目的として、令和 2 年 3 月に「第 2 期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第 2 期計画」という。）を策定し、「次代の夢咲く ^{ナンバーワン} 子育て No.1 のまち こうのす」を基本理念とし、こども・子育て支援施策を総合的、計画的に推進してきました。

しかしながら、全国的にこども・若者を取り巻く環境は時代の急速な変動とともにめまぐるしく変化し、その結果生じた様々な困難や新たな課題に対応できずにいるこども・若者が増え、ニート、ひきこもりなどの若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校などの諸問題がコロナ禍も影響し、さらに深刻化・長期化しています。

また、若い世代が結婚や子育ての将来展望を描けないことや、子育て当事者の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まったことなどが影響し、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない状況です。

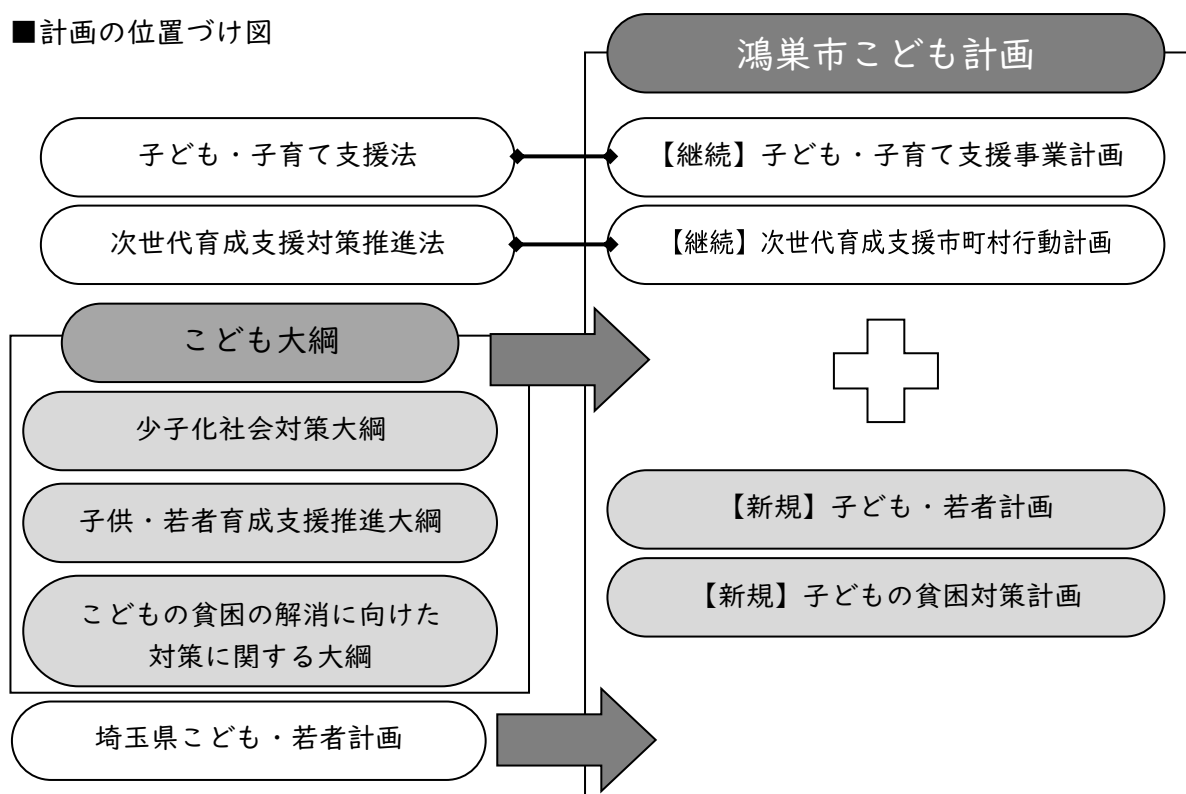
このような状況を踏まえ、令和 5 年 4 月 1 日に、次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。また、同法に基づき、同年 12 月 22 日に、こども・若者施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定されました。これにより、市町村に対し、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案した「市町村こども計画」を定めることの必要性が示されました。

このような背景を踏まえ、この度、「第 2 期計画」が令和 6 年度末をもって終期を迎えることから、こども・若者施策を総合的に推進するため、「市町村子ども・若者計画」と「市町村こどもの貧困解消対策計画」を一体とした「鴻巣市こども計画」（以下「本計画」という。）を新たな計画として策定するものです。

2. 計画の位置づけ

- 本計画は、国のこども大綱やこども基本法、埼玉県が策定する都道府県こども計画を勘案し、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市におけるこども・若者施策に関する事項を定める計画として策定するものです。
- 上位計画である「鴻巣市総合振興計画」の部門別計画とし、鴻巣市SDGs推進方針のとおりに、国際目標のSDGsの要素を反映しつつ、他の部門別計画との整合を図りながら策定します。

■計画の位置づけ図



- 「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」
- 「子ども・若者育成支援法」第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」
- 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条に基づく「市町村計画」

3. 計画の対象

本計画の対象は、本市に居住する全ての子ども及び若者と子育て家庭、地域住民、団体等とします。子どもとは心身の発達の過程にあるものをいい、若者とは新生児期から青年期に至るまでの間にある者をいいます。子ども・子育てに関する施策の対象となる子ども・若者の範囲は施策ごとに定めるものとします。

※国の「子ども基本法」において、『本法における「子ども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。』との明記がされていることから、本計画においても一定の年齢上限は定めないものとします。

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会経済情勢や市の状況の変化、子ども・若者、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

■計画の期間

計画 \ 令和	7	8	9	10	11
鴻巣市総合振興計画	第6次		次期計画（予定）		
鴻巣市子ども計画 ・子ども・子育て支援事業計画 ・次世代育成支援行動計画 ・子ども・若者計画 ・子どもの貧困対策計画					
	本計画				

5. 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定のために必要となるこども・子育て支援サービスの利用状況、利用の希望や市民の状況を把握するためにアンケート調査を実施しました。

また、この調査結果を基に、計画期間における教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策を検討・審議し、より実効性の高い計画を目指しました。

■調査概要

調査種類	実施手法	配付数	対象	回答数
就学前児童保護者	郵送配付・ 電子申請による回答	2,500 名	無作為抽出された 0～5 歳 児童の保護者	1,016 名

(2) こども・若者の意見聴取

本計画の策定のために必要となるこども・若者の意見を把握するために、こども・若者の意見聴取を実施しました。

①鴻巣市こども計画策定に向けたアンケート調査

市内の小・中学校に通う児童・生徒とその保護者を対象に、こどもが過ごしやすく、子育てがしやすいまちづくりを進めるために必要な意見をうかがうことを目的にアンケート調査を実施しました。

■調査概要

調査種類	実施手法	配付数	対象	回答数
児童・生徒	学校を通じた、 電子申請による回答	1,860 名	市立学校に通う小学 5 年生 及び中学 2 年生	487 名
保護者	学校を通じた、 電子申請による回答	1,860 名	市立学校に通う小学 5 年生 及び中学 2 年生の保護者	532 名

②こども・若者への聞き取り調査

こども・若者の本人、保護者やその支援に関わる方を対象に、こども・若者が過ごしやすく、子育てがしやすいまちづくりを進めるために必要な意見をうかがうことを目的にヒアリング調査を実施しました。

■調査概要

調査対象	実施手法	回答数
医療的ケア児の保護者、障がい者施設運営事業者、不登校・引きこもりのこどもをもつ保護者、SDGs未来会議、鴻巣女子高校	対面による直接ヒアリング	78 件

(3) 検討体制

本計画に子育て当事者等の意見を反映し、本市におけるこども・子育て・若者支援施策をこどもと子育て家庭及び若者の実情を踏まえて実施するため、「鴻巣市こどもまんなか会議」を設置し、計画に関する意見をうかがいながら策定しました。

また、庁内においては、関係課の連携を図りながら、策定しました。

6. 計画策定において踏まえるべき国の動向

(1) これまでのこども・若者に関する福祉行政の取組

- 近年の我が国のこども・子育て支援は、「次世代育成支援対策推進法」（平成 17 年施行）、「子ども・子育て支援法」（平成 27 年施行）をはじめとした各種法整備に基づき、これまで各施策・制度が進められてきました。
- こどもの健やかな成長を支援するこども・子育て支援の取組のみならず、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困、児童虐待防止対策など、こどもを取り巻く多様な環境・課題、社会の変化に合わせ、それぞれ個別の法整備が行われ、各種計画の策定や取組が進められています。

■こども・若者支援を取り巻く主な法令等

- **少子化社会対策基本法（H15.9.1 施行）** →同法に基づき「少子化社会対策大綱」策定
- **次世代育成支援対策推進法（H17.4.1 施行）**
※当初 10 年間の時限法として成立したが、令和 17 年度まで有効期限が延長
- **子ども・若者育成支援推進法（H22.4.1 施行）**
→同法に基づき子供・若者育成支援推進大綱「子ども・若者ビジョン」（H22.10）策定
- **子どもの貧困対策の推進に関する法律（H22.4.1 施行）**
→同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」（H26.8）策定
- **子ども・子育て支援法（H27.4.1 施行）**

(2) こども・若者や子育て当事者を取り巻く現状

- 前述のとおり、こども・若者に関する各種法令や大綱に基づき、待機児童対策、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化などの取組が進められ、一定の成果を挙げてきたところです。
- しかし、令和 5 年の出生数は 75 万人台と過去最低を記録し、少子化に歯止めがかかっていない状況が改めて浮き彫りになりました。少子化の主な原因は未婚化と晩婚化であり、若い世代の低い所得と不安定な雇用関係、出会いの機会の減少が主な要因と言われています。
- 相対的に貧困の状態にあるこどもの割合は 11.5%となっており、特にひとり親は 44.5%と高くなっています（令和 3 年）。令和 4 年度には、小・中学校における不登校、「ネットいじめ」の件数、児童虐待の相談件数が過去最高となっています。
- コロナ禍により、友だちとのつながりの希薄化、集団活動や自然体験活動の減少など、こども・若者や子育て家庭をめぐる様々な課題がさらに深刻化し、その影響が長く続くことが懸念されています。

(3) こども・若者支援の近年の動向

【こども家庭庁の発足】

- 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもの視点に立ち、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務としています。

【こども基本法の施行】

- 同じく令和5年4月から、こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行となりました。こども基本法では、以下のような内容が定められています。

こども施策に関する大綱 (こども大綱) 【こども基本法第9条第1項】	・ こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの ・ これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化
こども計画の策定 【こども基本法第10条】	・ 市町村は、こども大綱・都道府県こども計画を勘案したこども計画を作成することが努力義務化 ・ こども計画は、「次世代育成支援対策推進法」や「子ども・子育て支援法」など、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成することができるとされた

【児童福祉法の一部改正】

- 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことを目的として、児童福祉法等の一部が改正（令和6年4月1日施行）されるなど、法整備が進められています。

【こども未来戦略】

- 令和5年12月22日に「こども未来戦略」が閣議決定されました。若い世代の方の将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止めて策定されています。また、「加速化プラン」において、今後3年間のうちに集中的に取り組む政策が示されています。

<基本理念>

- 若者・子育て世代の所得を増やす
- 社会全体の構造や意識を変える
- 全てのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の成立】

- 法改正により、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称が変更されました。同法では、こどもの貧困の解消を目指して、現在の貧困の解消だけではなく、将来の貧困を防ぐこと、親の妊娠・出産時から、こどもが大人になるまでの段階に応じて、切れ目なく支援が行われることなどの対策の強化が掲げられています。

【子ども・若者育成支援推進法の改正】

- 令和6年6月に、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

第2章 鴻巣市のこどもを取り巻く状況

1. 統計にみる鴻巣市の状況

(1) 人口、世帯数の推移

- 本市の人口（住民基本台帳）は令和6年4月1日現在、117,579人となっています。令和2年以降、緩やかに減少し、この5年間で約600人の減少となっています。一方、世帯数については、令和6年4月1日現在、53,090世帯で、令和2年以降、ほぼ毎年増加を続けており、この5年間で約2,700世帯増加しています。
- 結果として、1世帯当たりの人員数は、令和2年の2.34人から令和6年の2.21人へと、0.13人減少しています。

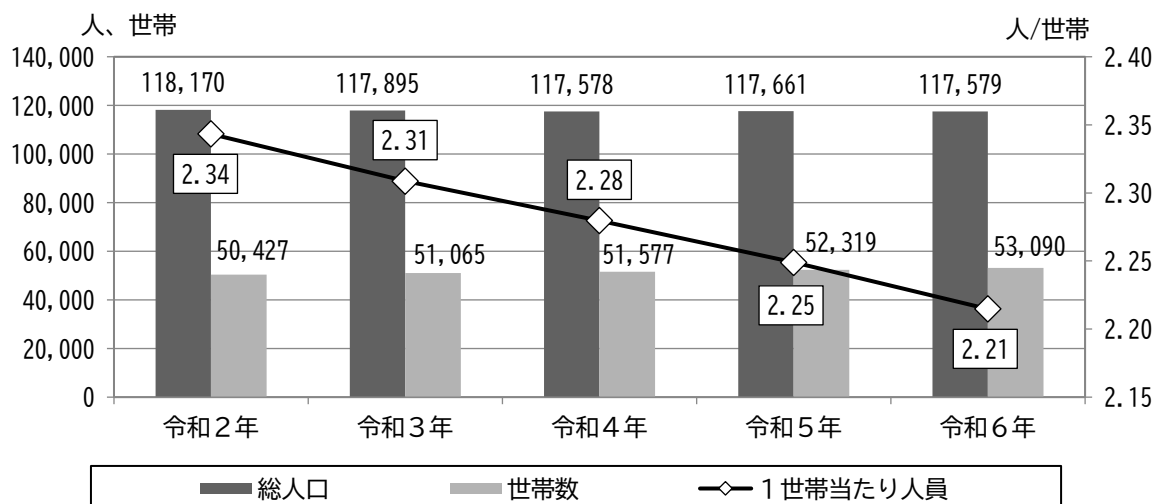
◇人口、世帯数、1世帯当たり人員の推移

単位：人口（人）、世帯（世帯）、1世帯当たり人員（人/世帯）、構成比（%）

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	118,170	117,895	117,578	117,661	117,579
世帯数	50,427	51,065	51,577	52,319	53,090
1世帯当たり人員	2.34	2.31	2.28	2.25	2.21
年少人口	13,504	13,308	13,037	12,857	12,639
構成比	11.4	11.3	11.1	10.9	10.8
生産年齢人口	69,899	69,235	68,753	68,732	68,678
構成比	59.2	58.7	58.5	58.4	58.4
老年人口	34,767	35,352	35,788	36,072	36,262
構成比	29.4	30.0	30.4	30.7	30.8

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

◇人口、世帯数、1世帯当たり人員の推移



(2) 年齢3区分別人口構成の推移

- 年齢3区分別人口は、令和6年4月1日現在で、年少人口（0～14歳）が10.8%、生産年齢人口（15～64歳）が58.4%、老年人口（65歳以上）が30.8%となっています。令和2年の構成比と比較すると、この5年間で年少人口は0.6ポイント、生産年齢人口は0.8ポイント減少し、老年人口は1.4ポイント増加しています。

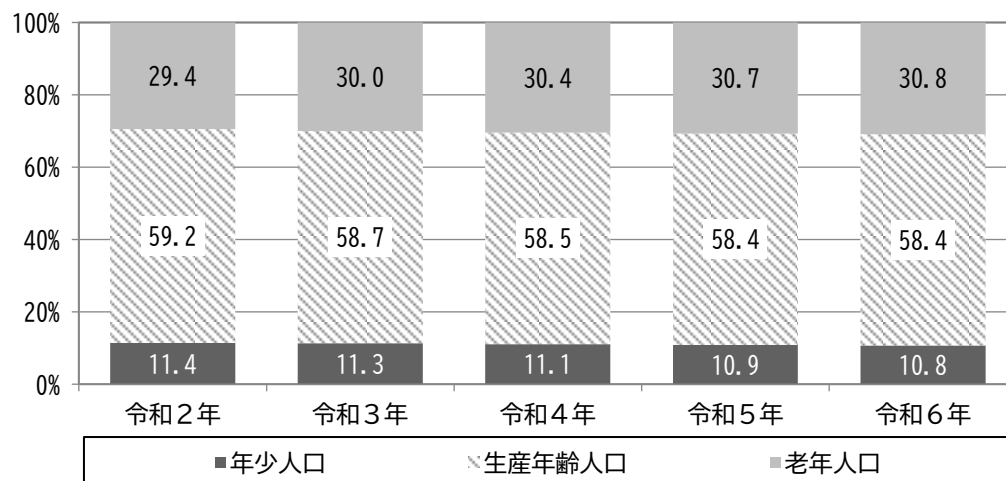
◇年齢3区分別人口構成比の推移

単位：％

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年少人口	11.4	11.3	11.1	10.9	10.8
生産年齢人口	59.2	58.7	58.5	58.4	58.4
老年人口	29.4	30.0	30.4	30.7	30.8

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

◇年齢3区分別人口構成比の推移



(3) 世帯の推移

①世帯の形態

- 本市の世帯の形態は、令和2年国勢調査では、親と子ども世帯が41.4%、夫婦のみ世帯が24.4%、単独世帯が26.6%、その他の親族世帯が6.8%、非親族世帯が0.8%の構成となっています。
- 平成2年以降の推移をみると、親と子ども世帯、その他の親族世帯が大きく減少しているのに対して、夫婦のみ世帯、単独世帯は大きく増加しています。

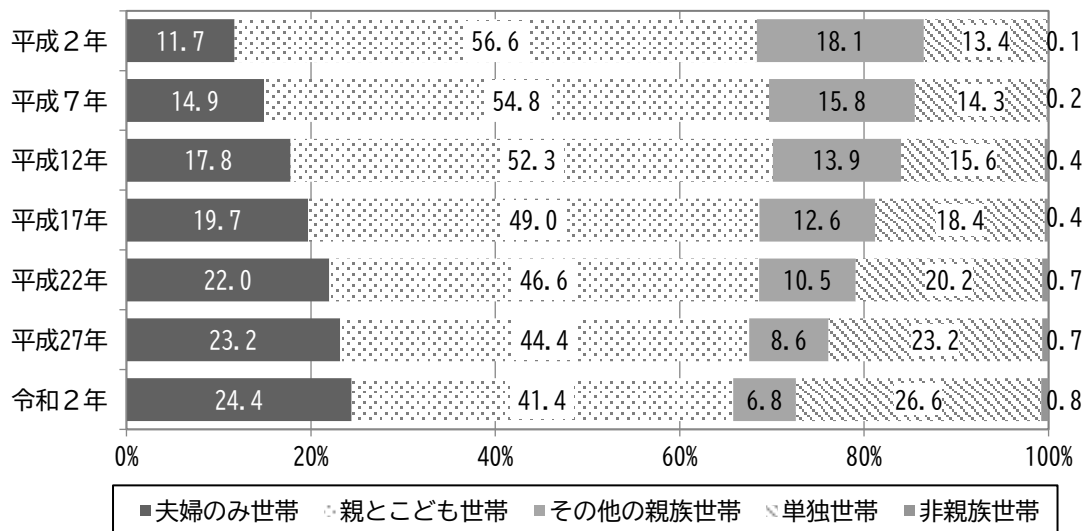
◇世帯の形態の推移

単位：世帯数（世帯）、構成比（%）

区 分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
夫婦のみ世帯	世帯数	3,645	5,310	6,931	8,073	9,531	10,422	11,559
	構成比	11.7	14.9	17.8	19.7	22.0	23.2	24.4
親と子ども世帯	世帯数	17,555	19,503	20,324	20,113	20,201	19,978	19,655
	構成比	56.6	54.8	52.3	49.0	46.6	44.4	41.4
その他の親族世帯	世帯数	5,629	5,637	5,414	5,153	4,551	3,881	3,212
	構成比	18.1	15.8	13.9	12.6	10.5	8.6	6.8
単独世帯	世帯数	4,172	5,101	6,052	7,534	8,731	10,417	12,627
	構成比	13.4	14.3	15.6	18.4	20.2	23.2	26.6
非親族世帯	世帯数	36	63	140	173	312	298	390
	構成比	0.1	0.2	0.4	0.4	0.7	0.7	0.8
一般世帯数	世帯数	31,037	35,614	38,861	41,046	43,326	44,996	47,443
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：国勢調査（平成12年以前は、鴻巣市、吹上町、川里町合計値）

◇世帯の形態の構成比の推移



②ひとり親世帯

- 本市のひとり親世帯の状況は、令和2年国勢調査では、母子世帯で863世帯、父子世帯で160世帯となっています。
- 18歳未満世帯員のいる世帯数は、平成22年以降年々減少しているものの、18歳未満世帯員のいる母子世帯や父子世帯は900世帯前後で推移しています。結果として、18歳未満世帯員のいる世帯におけるひとり親世帯の構成比が増加しています。

◇ひとり親世帯の推移

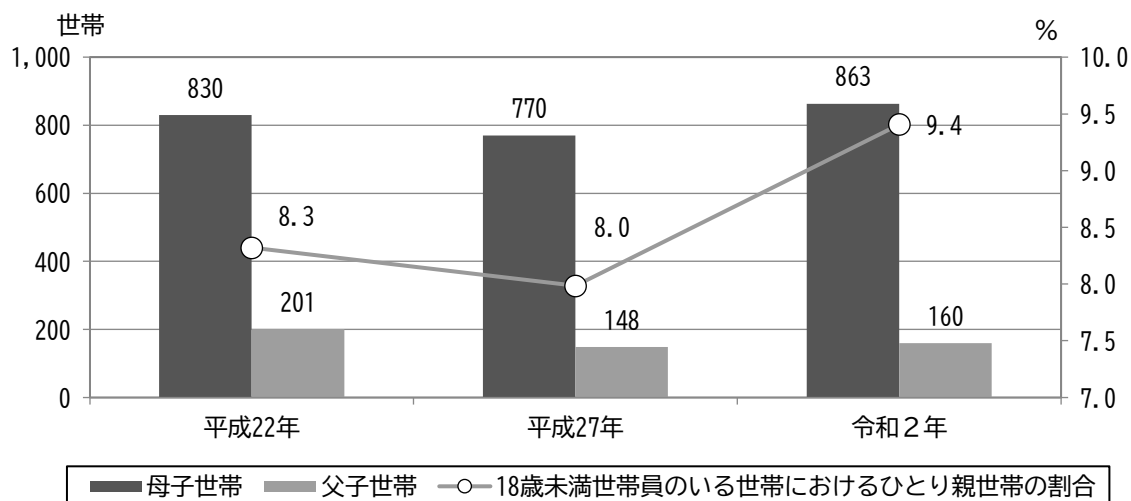
単位：世帯数（世帯）、構成比（％）

	平成22年	平成27年	令和2年
母子世帯	830	770	863
父子世帯	201	148	160
18歳未満世帯員のいる世帯	11,430	10,420	9,801
母子世帯	768	702	784
父子世帯	183	130	138
18歳未満世帯員のいる世帯におけるひとり親世帯の構成比	8.3	8.0	9.4

注）他の世帯員がいる世帯を含む

資料：国勢調査

◇ひとり親世帯数及び18歳未満世帯員のいる世帯におけるひとり親世帯の構成比の推移



(4) 出生数、出生率、合計特殊出生率の推移

- 本市の令和5年の出生数は605人となっています。平成30年は700人を超えていましたが、その後減少し、近年は600人台で推移しています。また、出生率（人口1,000人に対する出生数）をみると、令和5年は5.2人で、埼玉県、全国と比較すると、本市は0.7ポイント程度低くなっています。
- 同様に合計特殊出生率についてみると、令和5年は1.04で、埼玉県より0.1ポイント、全国より0.16ポイント低くなっています。

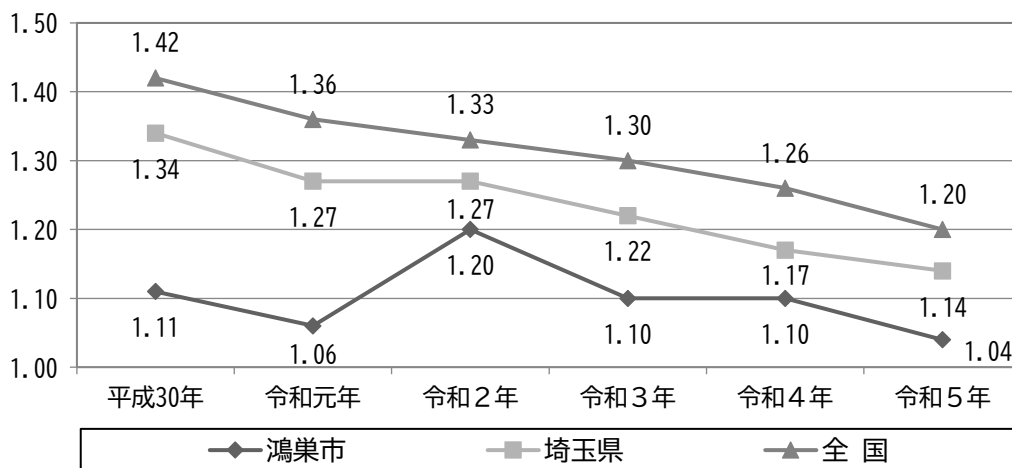
◇出生数、出生率、合計特殊出生率の推移

単位：出生数（人）、出生率（‰）

区 分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生数	鴻巣市	703	647	667	651	645	605
	出生率						
出生率	鴻巣市	6.0	5.5	5.8	5.6	5.5	5.2
	埼玉県	7.1	6.7	6.6	6.4	6.1	5.9
	全 国	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3	6.0
合計特殊出生率	鴻巣市	1.11	1.06	1.20	1.10	1.10	1.04
	埼玉県	1.34	1.27	1.27	1.22	1.17	1.14
	全 国	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20

資料：人口動態統計（各年1月1日～12月31日まで）

◇合計特殊出生率の推移（市、埼玉県、全国の比較）



(5) 婚姻の推移

① 婚姻率

- 本市の婚姻率（人口 1,000 人に対する婚姻の件数）についてみると、令和 5 年は 2.8 件となっています。埼玉県、全国と比較すると、共に 1.3 ポイント低くなっています。

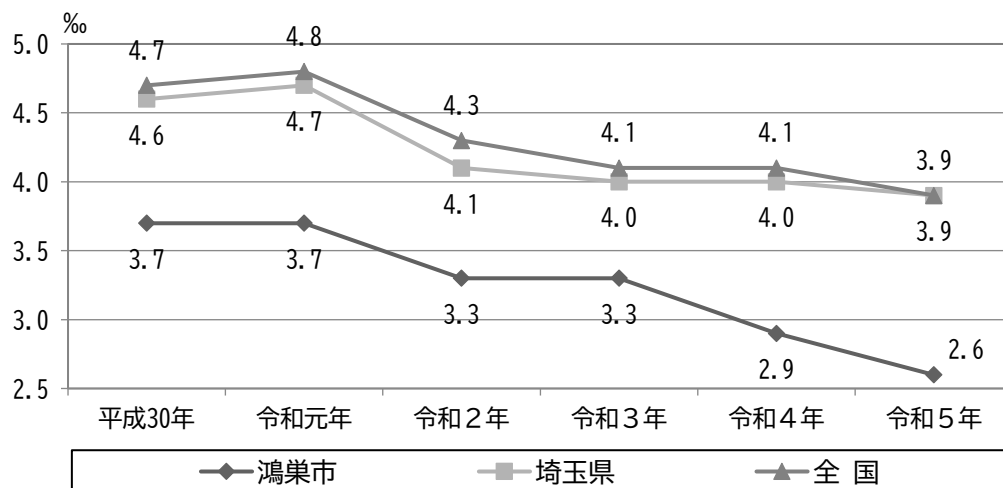
◇ 婚姻率の推移

単位：‰

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
鴻巣市	3.7	3.7	3.3	3.3	2.9	2.6
埼玉県	4.6	4.7	4.1	4.0	4.0	3.9
全 国	4.7	4.8	4.3	4.1	4.1	3.9

資料：人口動態統計（各年 1 月 1 日～12 月 31 日まで）

◇ 婚姻率の推移（市、埼玉県、全国の比較）



②年代別の未婚率

- 男女の未婚率について年代別に平成2年以降の推移をみると、男性は年齢が高くなるほど上昇率が多く、35～39歳では23.9ポイント上昇しています。
- 女性では25～34歳の上昇率が多く、特に30～34歳では29.4ポイントと大きく上昇しています。男女とも晩婚化が進んでいます。

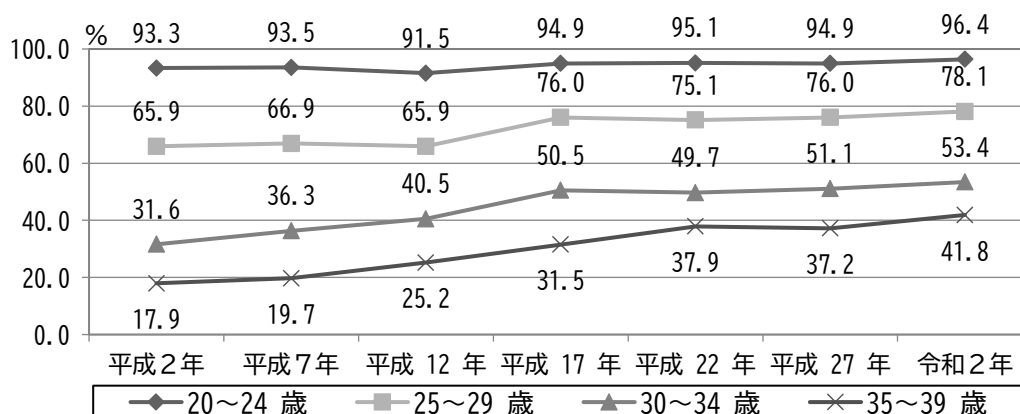
◇年代別未婚率の推移

単位：％

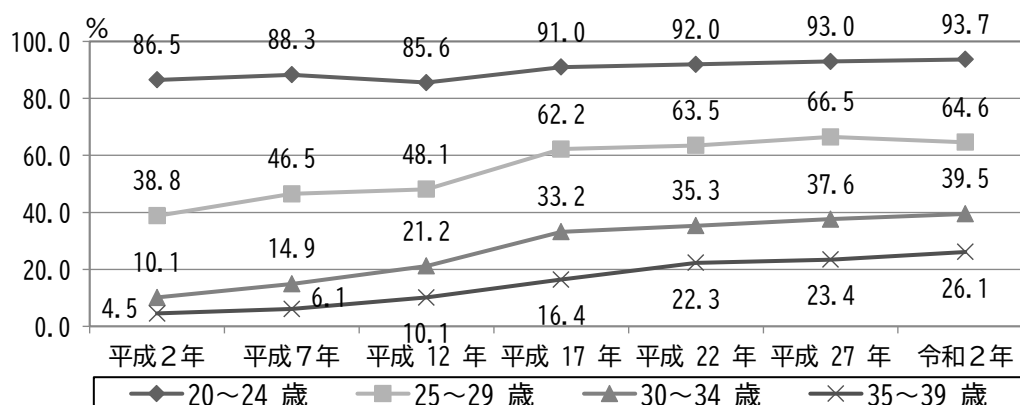
区 分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
男性 未婚率	20～24歳	93.3	93.5	91.5	94.9	95.1	94.9	96.4
	25～29歳	65.9	66.9	65.9	76.0	75.1	76.0	78.1
	30～34歳	31.6	36.3	40.5	50.5	49.7	51.1	53.4
	35～39歳	17.9	19.7	25.2	31.5	37.9	37.2	41.8
女性 未婚率	20～24歳	86.5	88.3	85.6	91.0	92.0	93.0	93.7
	25～29歳	38.8	46.5	48.1	62.2	63.5	66.5	64.6
	30～34歳	10.1	14.9	21.2	33.2	35.3	37.6	39.5
	35～39歳	4.5	6.1	10.1	16.4	22.3	23.4	26.1

資料：国勢調査

◇男性の年代別未婚率の推移



◇女性の年代別未婚率の推移



(6) 女性の就業率の推移

- 本市の女性の就業率を年代別でみると、令和2年では、20～24歳が61.5%、25～29歳が71.2%、30～34歳が66.4%、35～39歳が66.9%、40～44歳が70.3%となっています。平成2年から令和2年にかけて、20歳代後半から30歳代の就業率が大幅に上昇しています。
- 埼玉県、全国と比較すると、いずれの年代も本市が最も高くなっています。

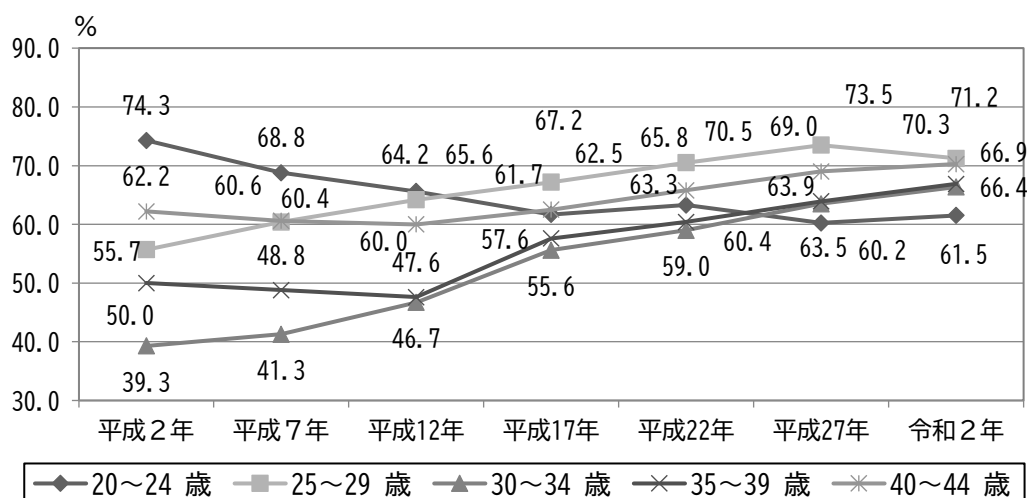
◇女性の就業率の推移

単位：％

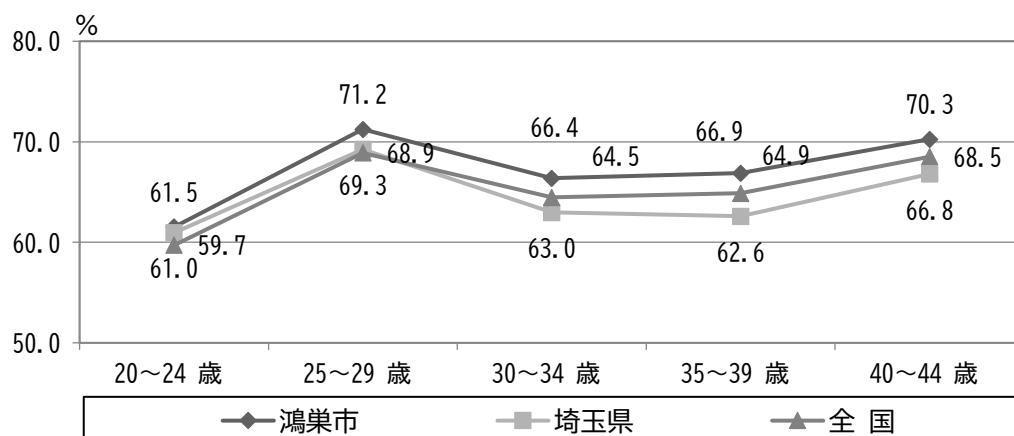
区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
20～24歳	74.3	68.8	65.6	61.7	63.3	60.2	61.5
25～29歳	55.7	60.4	64.2	67.2	70.5	73.5	71.2
30～34歳	39.3	41.3	46.7	55.6	59.0	63.5	66.4
35～39歳	50.0	48.8	47.6	57.6	60.4	63.9	66.9
40～44歳	62.2	60.6	60.0	62.5	65.8	69.0	70.3

資料：国勢調査

◇女性の就業率の推移



◇女性の就業率の推移（市、埼玉県、全国の比較）



(7) 児童・生徒数の推移

- 本市には、小学校が16校、中学校が8校あります（令和7年4月時点）。
- 令和5年5月1日現在の本市の小学校児童数は5,373人、中学校生徒数は2,753人となっています。平成30年度以降、小学校児童数は年々減少を続け、中学校生徒数は令和3年度まで増加し、その後減少に転じています。直近5年間の減少数は、小学校で435人、中学校で139人となっています。

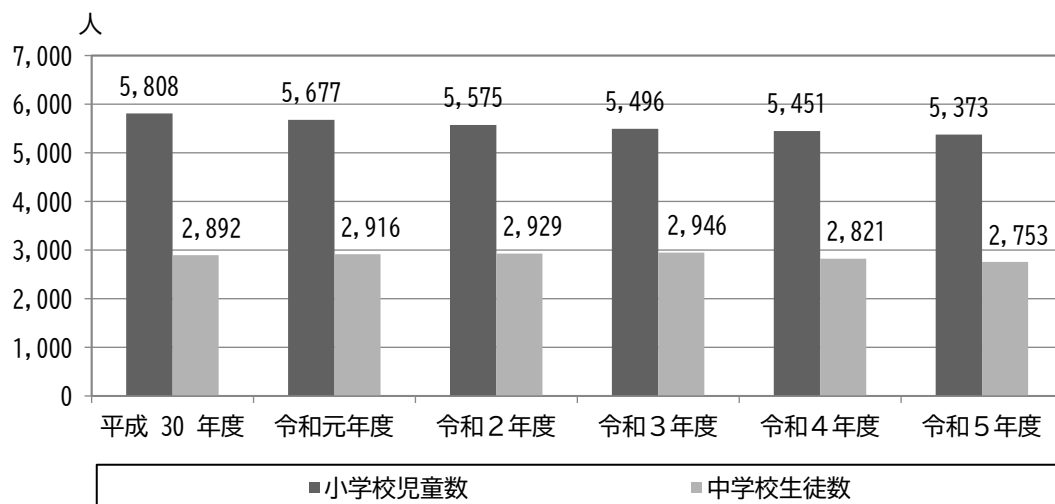
◇小学校児童数、中学校生徒数の推移

単位：人

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校児童数	5,808	5,677	5,575	5,496	5,451	5,373
中学校生徒数	2,892	2,916	2,929	2,946	2,821	2,753

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

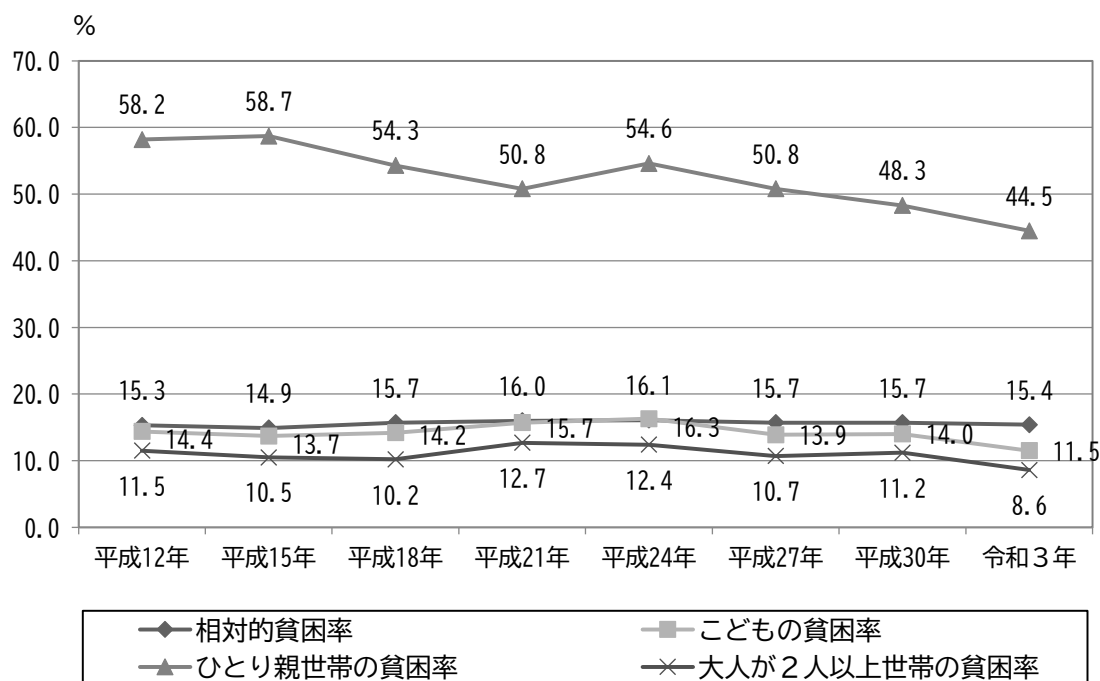
◇小学校児童数、中学校生徒数の推移



(8) こどもの貧困率の推移

- 全国のこどもの貧困率は、令和3年で11.5%となっており、9人に1人のこどもが貧困状態にあります。平成30年のこどもの貧困率は14.0%であり、2.5ポイント減少しています。
- 世帯主が18歳以上65歳未満でこどもがいる世帯については、大人が2人以上世帯の貧困率が8.6%、ひとり親世帯の貧困率が44.5%であり、ひとり親世帯については約半数が貧困状態にあります。

◇こどもの貧困率の推移（全国）

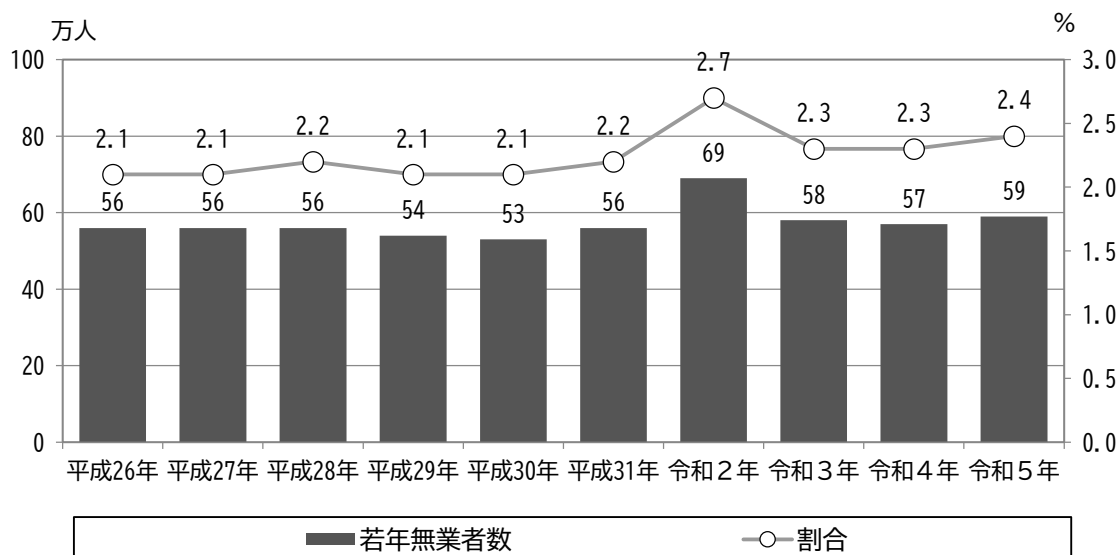


資料：令和4年国民基礎調査

（9）若年無業者（ニート）の推移

- 全国の15歳以上35歳未満での人口に占める若年無業者の割合は、2%台で推移しており、令和5年の若年無業者（ニート）は全国で約59万人となっています。

◇若年無業者及び15歳以上35歳未満人口に占める無業者の割合の推移（全国）



資料：令和5年労働力調査

2. アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

本計画の策定のために必要となるこども・子育て支援サービスの利用状況、利用の希望や市民の状況を把握するためにアンケート調査を実施しました。

調査実施の概要は、以下のとおりです。

◇こども・子育て支援に関するアンケート調査

- ◇ 調査期間 令和6年2月
- ◇ 調査対象者 市内在住の就学前のこどものいる保護者
- ◇ 実施方法 郵送配付・電子申請による回答
- ◇ 配付数・回収数

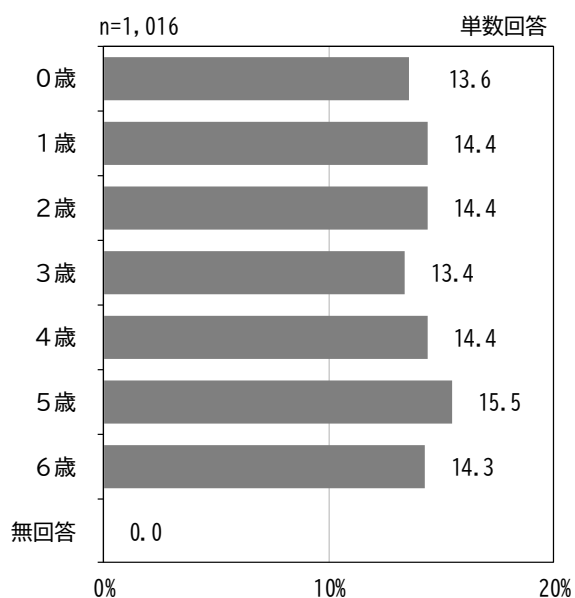
調査種類	配付数	回答数	回収率
就学前児童保護者	2,500 名	1,016 名	40.6%

(2) 調査結果の概要

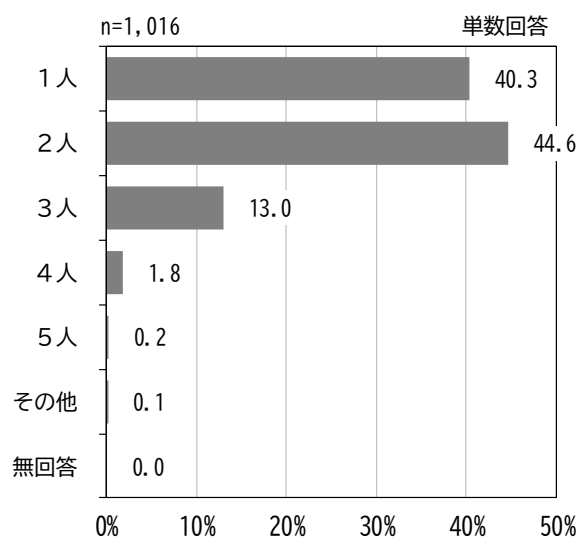
①こどもの年齢ときょうだいの数

- 調査回答のあったこどもの年齢については、「5歳」が15.5%と最も多く、次いで「1歳」、「2歳」と「4歳」が14.4%となっています。大きな偏りはなく、均等に近い年齢構成となっています。
- 対象のこどもを含めたきょうだいの数については、「2人」が44.6%と最も多く、次いで「1人」が40.3%、「3人」が13.0%となっています。

◇こどもの年齢



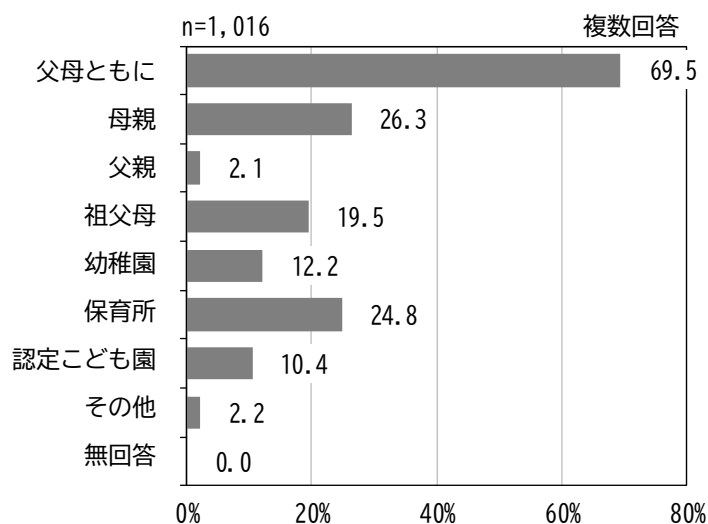
◇きょうだいの数



②こどもの育ちをめぐる環境

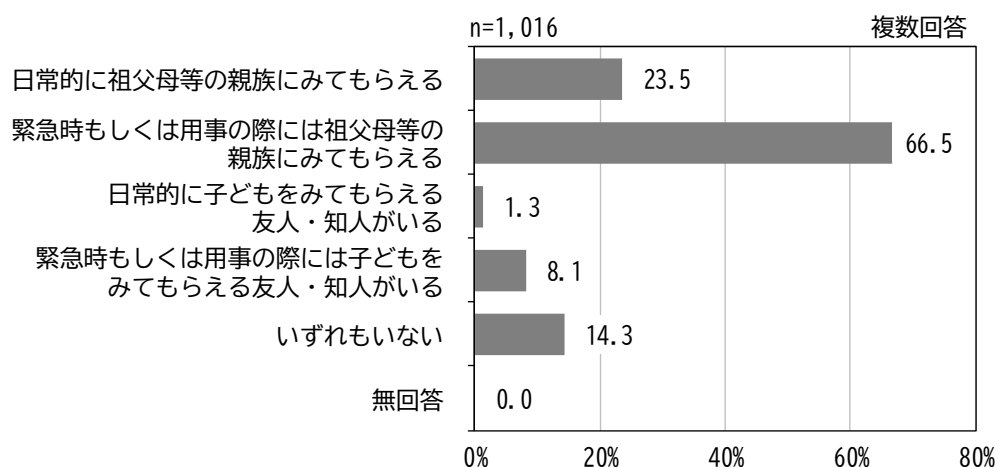
- 日常的に子育てに関わっている方については、「父母ともに」が 69.5%と最も多く、次いで「母親」が 26.3%、「保育所」が 24.8%となっています。

◇子育てに関わっている方



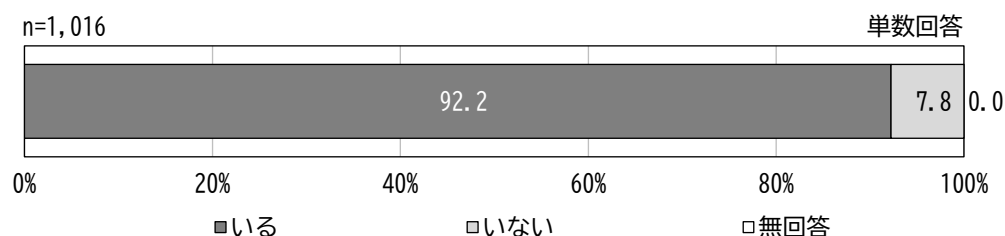
- 日頃、こどもをみてもらえる親族・知人等については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 66.5%と最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 23.5%となっています。一方、「いずれもない」が 14.3%と一定数みられます。

◇こどもをみてもらえる親族・知人

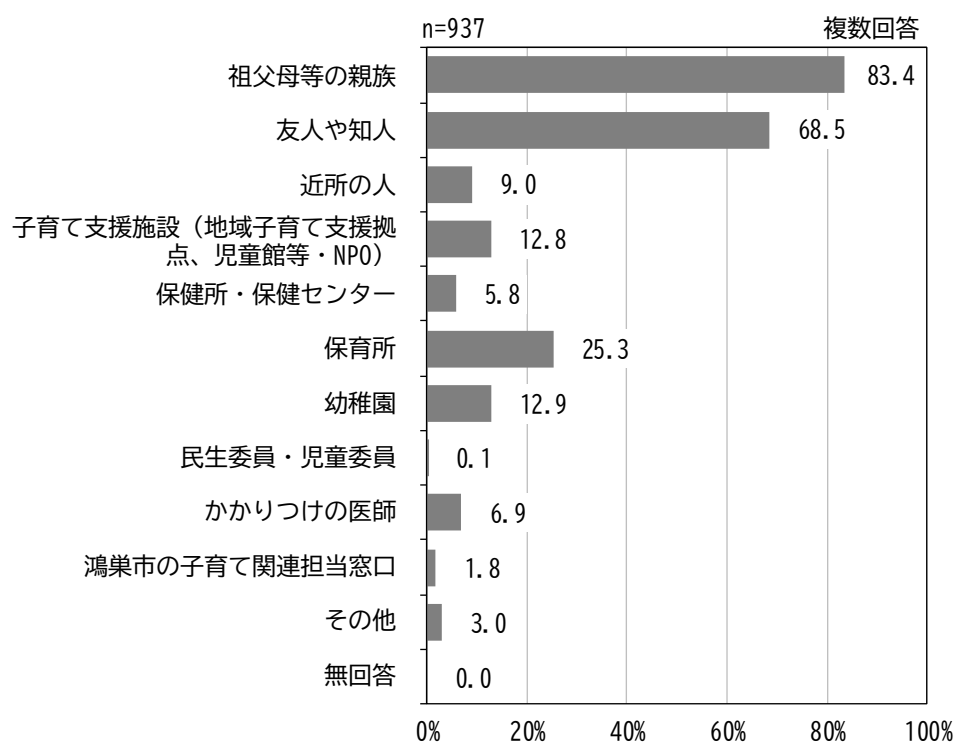


- 子育てについて気軽に相談できる人等の有無については、「いる」が 92.2%と大半を占めています。一方で、「いない」も 7.8%となっています。
- 具体的な相談先は、「祖父母等の親族」が 83.4%と最も多く、次いで「友人や知人」が 68.5%、「保育所」が 25.3%となっています。

◇気軽に相談できる人の有無



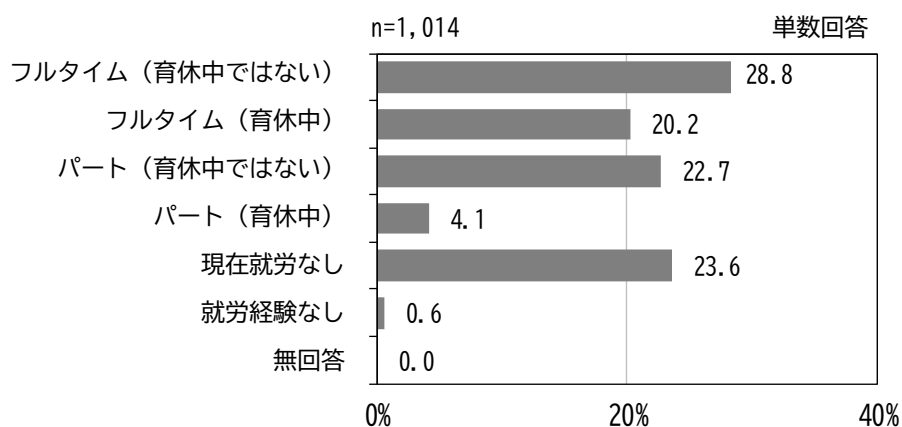
◇相談先



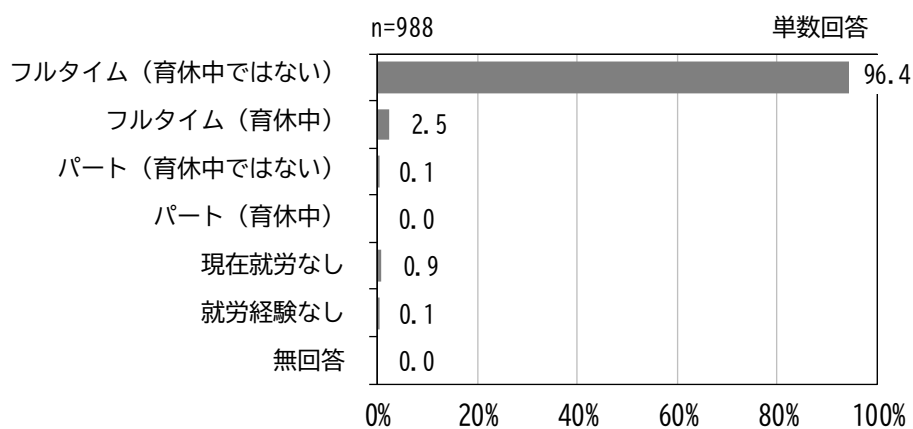
③保護者の就労状況

- 母親の就労状況については、「フルタイム（育休中ではない）」が28.8%と最も多く、「フルタイム（育休中）」と合わせると、49.0%がフルタイムで就労しています。また、「パート（育休中ではない）」と「パート（育休中）」を合わせると、26.8%がパートタイムで就労しています。
- 父親の就労状況については、「フルタイム（育休中ではない）」が96.4%と大半を占めています。

◇母親の就労状況



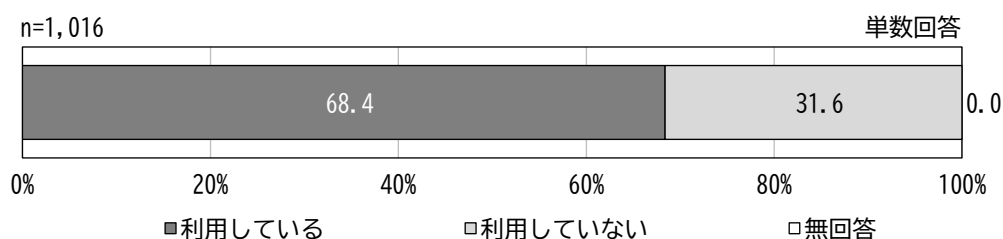
◇父親の就労状況



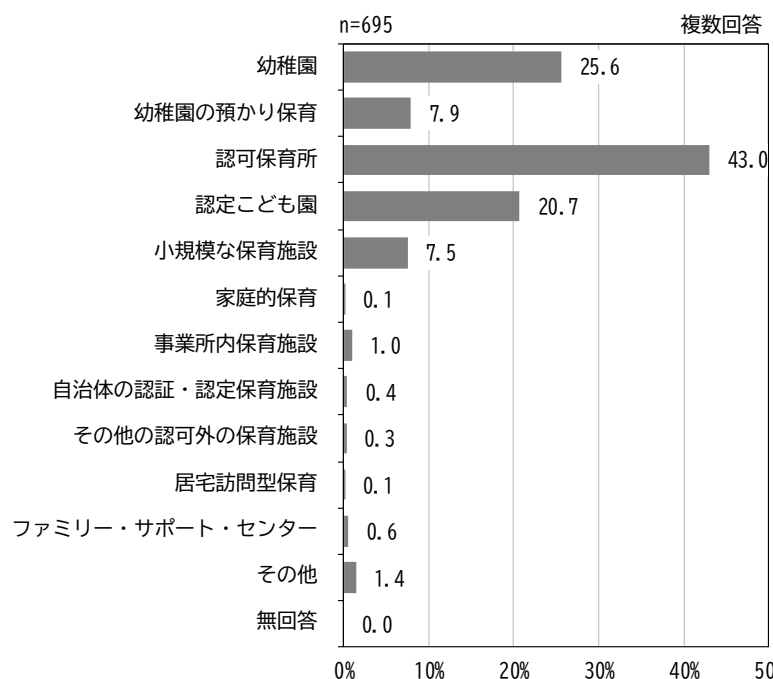
④平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

- 平日の定期的な教育・保育事業の利用については、「利用している」が 68.4%と約7割を占め、「利用していない」が31.6%となっています。
- 現在利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が 43.0%と最も多く、次いで「幼稚園」が 25.6%、「認定こども園」が 20.7%となっています。
- 今後利用したい教育・保育事業は、同じく「認可保育所」が51.3%と最も多く、次いで「幼稚園」が 41.4%、「認定こども園」が 38.7%となっています。現在と今後を比較すると、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」で 10 ポイント、「認可保育所」、「事業所内保育施設」、「ファミリー・サポート・センター」で5ポイント以上今後の利用希望が上回っています。

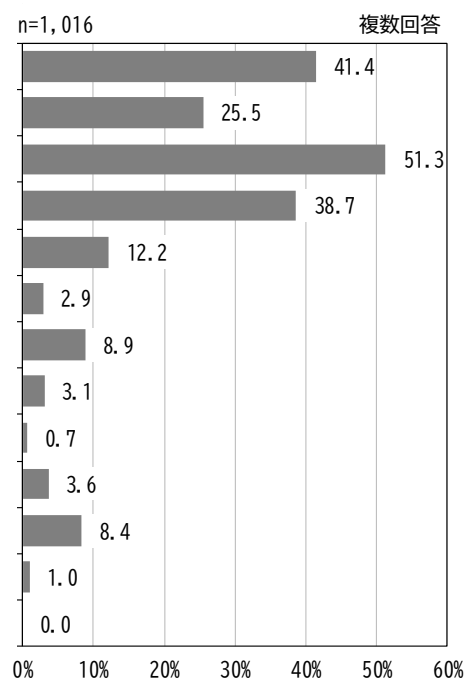
◇定期的な教育・保育事業の利用の有無



◇現在利用している事業

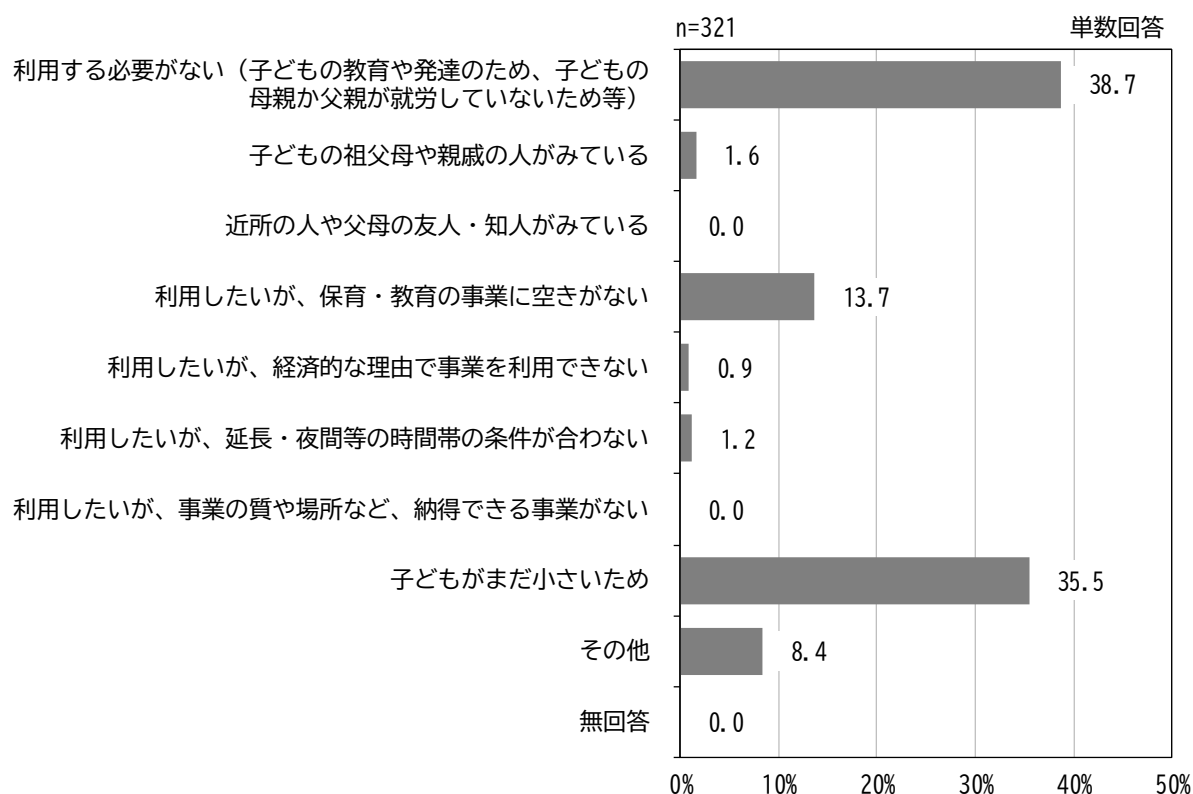


◇今後利用したい事業



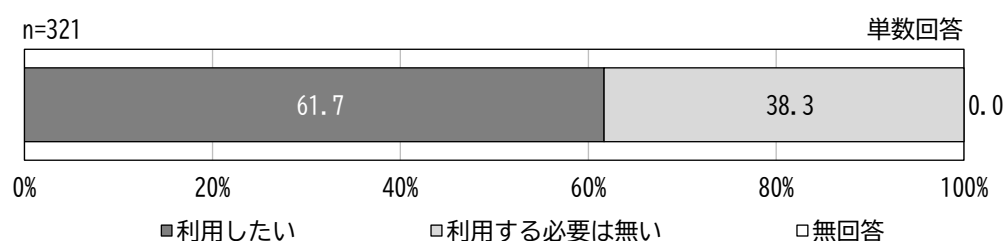
- 現在、定期的な教育・保育事業を利用していない理由については、「利用する必要がない（子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないため等）」が38.7%と最も多く、次いで「子どもがまだ小さいため」が35.5%、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」が13.7%となっています。

◇定期的な教育・保育事業を利用していない理由



- こども誰でも通園制度の利用希望の有無については、「利用したい」が61.7%、「利用する必要は無い」が38.3%となっています。

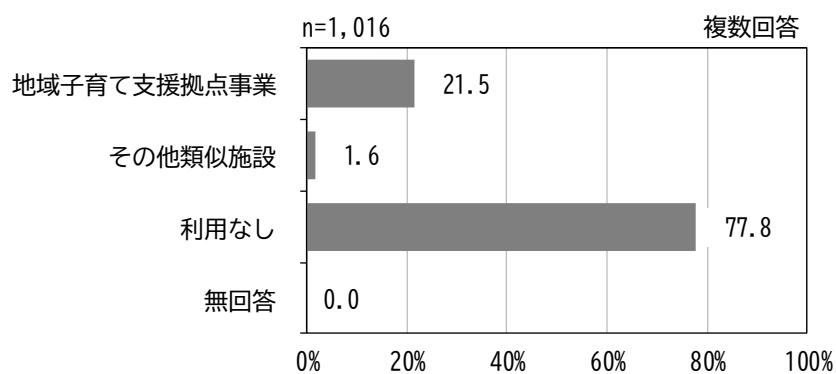
◇こども誰でも通園制度の利用希望



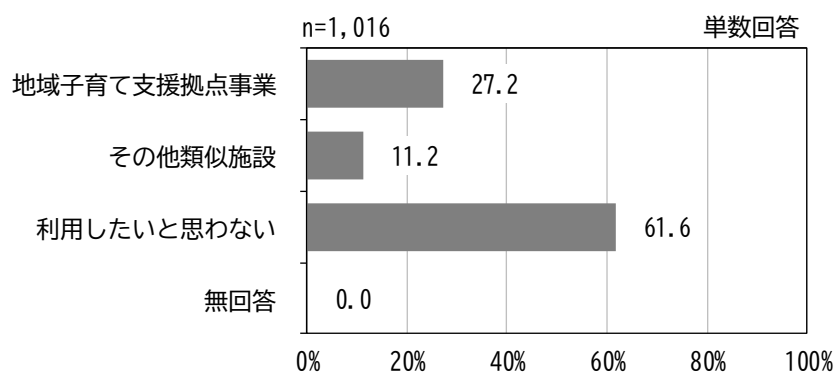
⑤地域子育て支援拠点事業の利用状況

- 地域子育て支援拠点事業の利用状況については、「利用なし」が 77.8%と最も多く、「地域子育て支援拠点事業（を利用している）」が 21.5%、「その他類似施設（を利用している）」が 1.6%となっています。
- 今後の利用意向については、「利用したいと思わない」が 61.6%と最も多いものの、「地域子育て支援拠点事業（を利用したい）」が 27.2%、「その他類似施設（を利用したい）」が 11.2%と、いずれも現在の利用状況を上回っています。

◇地域子育て支援拠点事業の利用状況



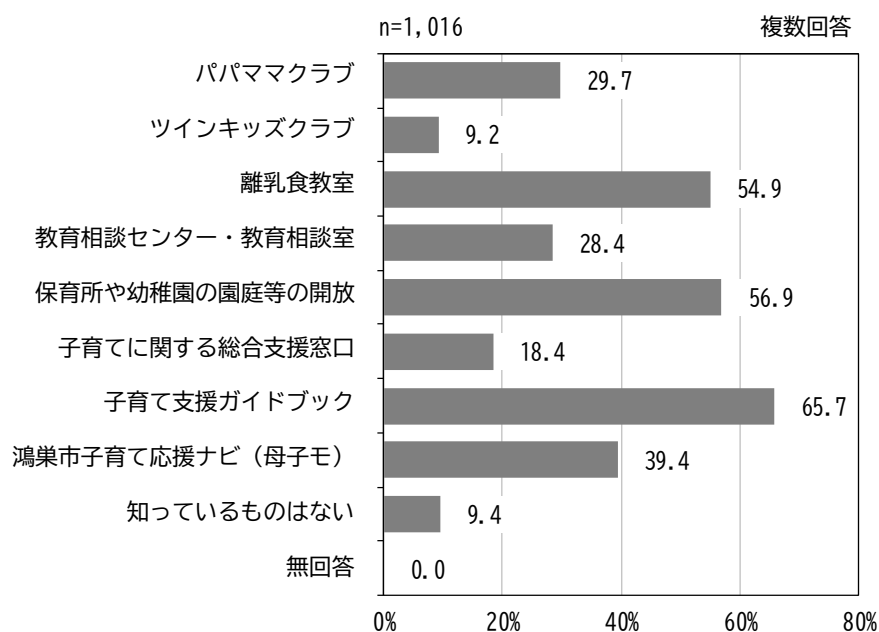
◇地域子育て支援拠点事業の利用意向



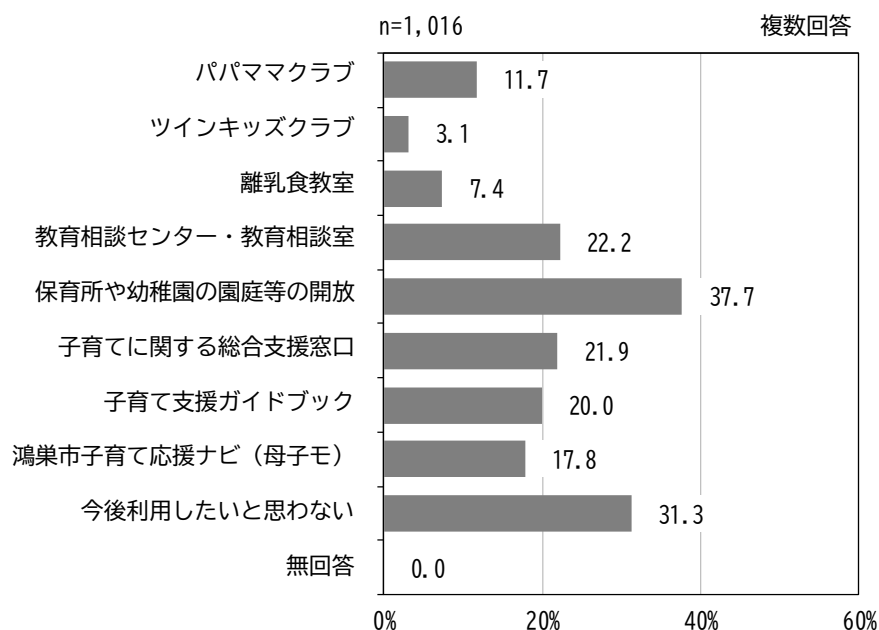
⑥子育て支援事業の認知状況と利用意向

- 子育て支援事業の認知度については、「子育て支援ガイドブック」が 65.7%と最も多く、次いで「保育所や幼稚園の園庭等の解放」が 56.9%、「離乳食教室」が 54.9%となっています。一方、「知っているものはない」が 9.4%となっています。
- 今後の利用意向については、「保育所や幼稚園の園庭等の解放」が 37.7%と最も多く、次いで「教育相談センター・教育相談室」が 22.2%、「子育てに関する総合支援窓口」が 21.9%となっています。一方、「今後利用したいと思わない」が 31.3%となっています。

◇子育て支援事業の認知度



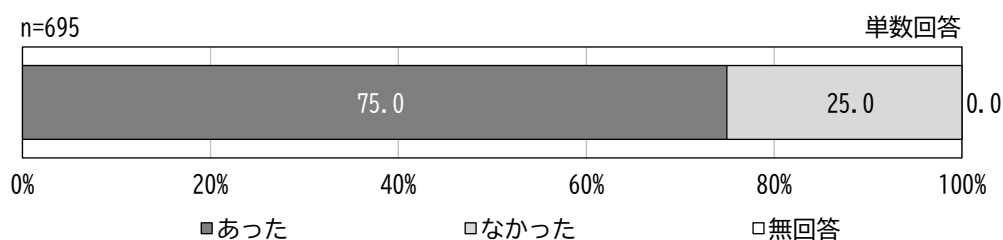
◇今後の子育て支援事業の利用意向



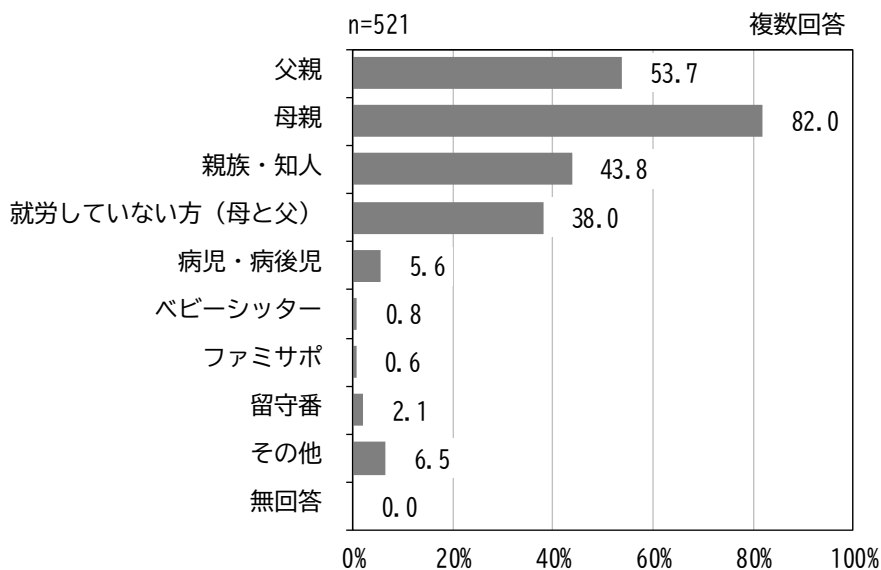
⑦こどもの病気の際の対応

- この1年間でこどもが病気やケガで通常の幼稚園、保育所等を利用できなかったことの有無については、「あった」が75.0%、「なかった」が25.0%となっています。
- 利用できなかった際の対処方法については、「母親」が82.0%と最も多く、次いで「父親」が53.7%、「親族・知人」が43.8%となっています。また、「病児・病後児」は5.6%とわずかとなっています。
- 対処方法で父親または母親が休んだ際に病児・病後児保育の利用希望があったかについては、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が33.0%、「利用したいとは思わない」が67.0%となっています。

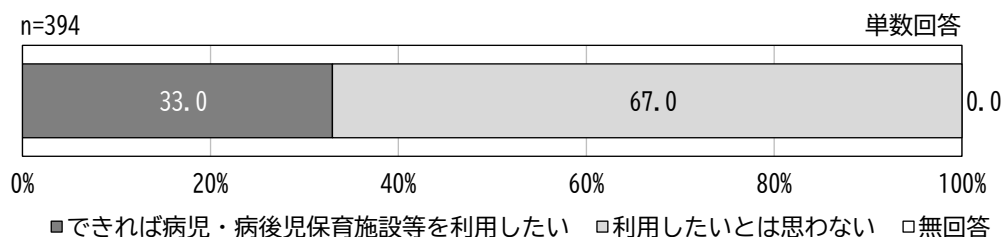
◇定期的な教育・保育事業が利用できなかったことの有無



◇定期的な教育・保育事業が利用できなかった時の対処方法



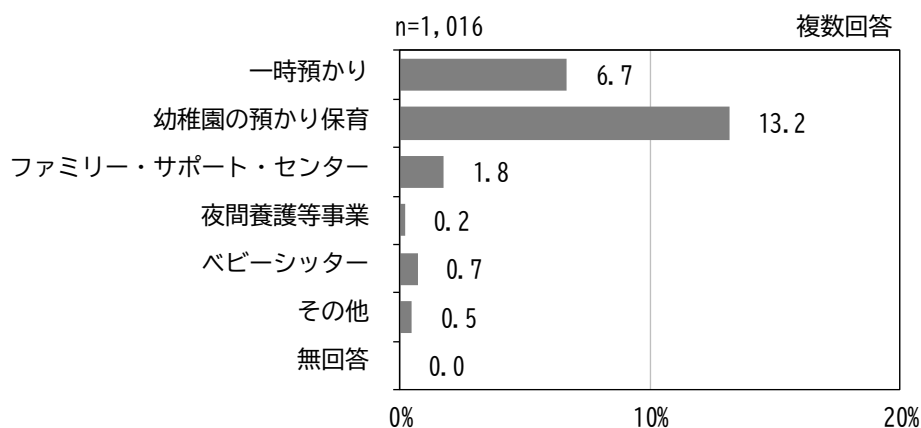
◇父親・母親が休んだ際の病児・病後児保育の利用希望



⑧不定期的な教育・保育事業、宿泊を伴う一時預かり等の利用状況

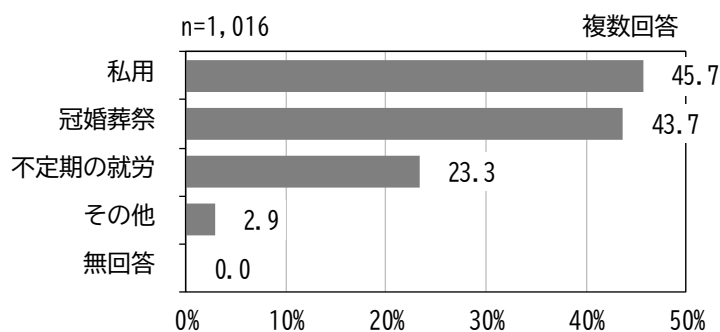
- 利用している一時預かり等の事業については、「幼稚園の預かり保育」が 13.2%と最も多く、次いで「一時預かり」が 6.7%、「ファミリー・サポート・センター」が 1.8%となっています。
- 今後については、「私用」や「冠婚葬祭」での利用を希望する割合が4割台、「不特定の就労」が 23.3%となっています。
- 宿泊を伴う事業の利用意向については、「家族の病気等」が 19.2%と最も多く、次いで「育児疲れ・不安」が 16.1%、「冠婚葬祭」が 10.2%となっています。

◇利用している一時預かり等の事業



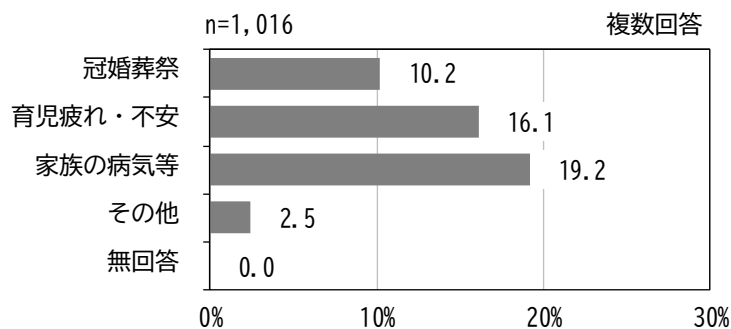
※いずれも利用していない方が 824 件 (81.1%) となっています。

◇一時預かり等の利用意向



※いずれも利用を希望しない方が 455 件 (44.8%) となっています。

◇宿泊を伴う事業の利用意向

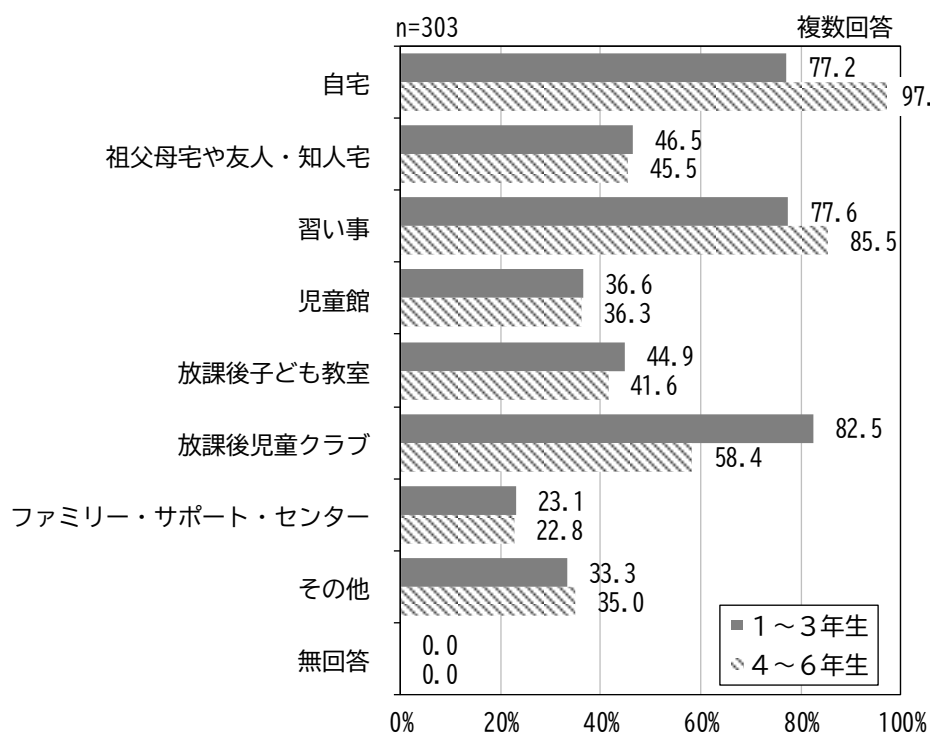


※いずれも利用を希望しない方が 779 件 (76.7%) となっています。

⑨放課後の過ごし方

- 5歳以上のこどもの保護者への質問で、今後、こどもの小学校放課後の過ごさせ方の希望をきいたところ、低学年（1～3年生）の時では「放課後児童クラブ」が82.5%と最も多く、次いで「習い事」が77.6%、「自宅」が77.2%となっています。一方、高学年（4～6年生）の時では、「自宅」が97.7%と最も多く、次いで「習い事」が85.5%、「放課後児童クラブ」が58.4%となっています。
- このほか、「放課後子ども教室」が4割台、「ファミリー・サポート・センター」が2割台となっています。

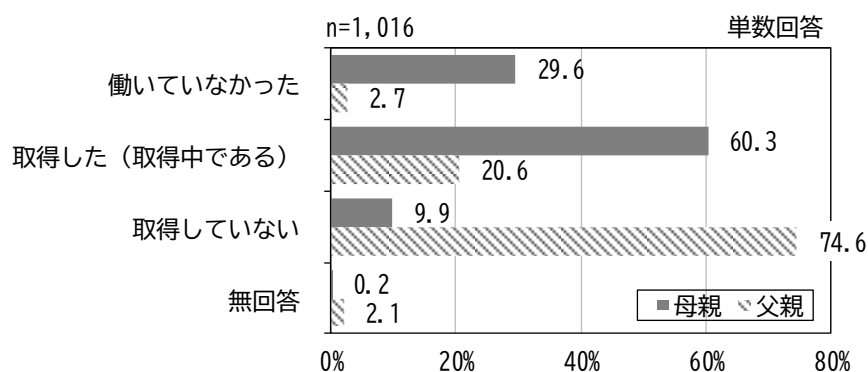
◇放課後の過ごし方



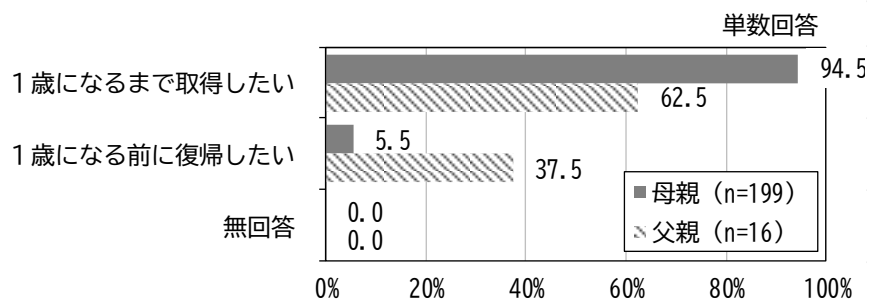
⑩育児休業等の状況

- 父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得したかでは、母親が「取得した（取得中である）」との回答が60.3%で、父親は20.6%となっています。父親は「取得していない」が74.6%と大多数を占め、母親は「働いていなかった」が29.6%と3割弱となっています。
- 父親・母親ともに、「取得した（取得中である）」が平成30年の調査と比較して、20ポイント程度増加しています。
- 1歳の時必ず利用できる事業があった場合の育児休業の取得意向については、父親・母親ともに「1歳になるまで取得したい」が「1歳になる前に復帰したい」を上回っており、母親では94.5%と大半を占めています。

◇育児休業の取得状況



◇1歳の時必ず利用できる事業があった場合の育児休業の取得意向



3. こども・若者の意見聴取結果の概要

(1) 調査の概要

市内の小・中学校に通う児童・生徒とその保護者を対象に、こどもが過ごしやすく、子育てがしやすいまちづくりを進めるために必要な意見をうかがうことを目的にアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

調査実施の概要は、以下のとおりです。

◇鴻巣市こども計画策定に向けたアンケート調査

- ◇ 調査期間 令和6年7月
- ◇ 調査対象者 市立学校に通う小学5年生及び中学2年生本人及び保護者
- ◇ 実施方法 学校配付・電子申請による回答
- ◇ 配付数・回収数

調査種類	配付数	回答数	回収率
児童・生徒	1,860名	487名	26.2%
保護者	1,860名	532名	28.6%

◇鴻巣市こども計画策定に向けたヒアリング調査

- ◇ 調査期間 令和6年7月～8月
- ◇ 調査対象者 医療的ケア児の保護者、障がい者施設運営事業者、不登校・引きこもりのこどもをもつ保護者、SDGs未来会議、鴻巣女子高校
- ◇ 実施方法 対面による直接ヒアリング

参加者数	意見数
約100名	78件

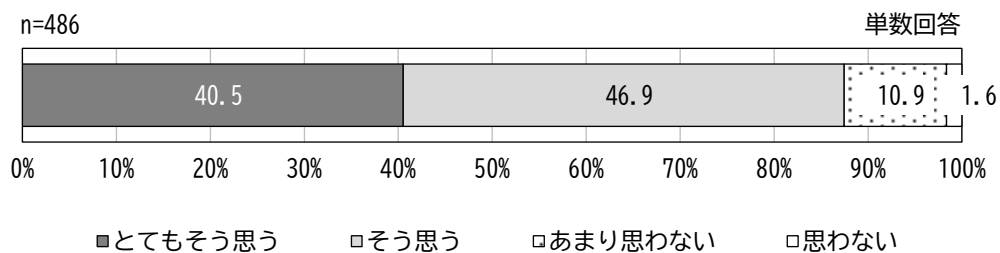
- ◇ 結果 ヒアリング内容の検討結果については、市ホームページに掲載します。

(2) アンケート調査結果の概要

①児童・生徒

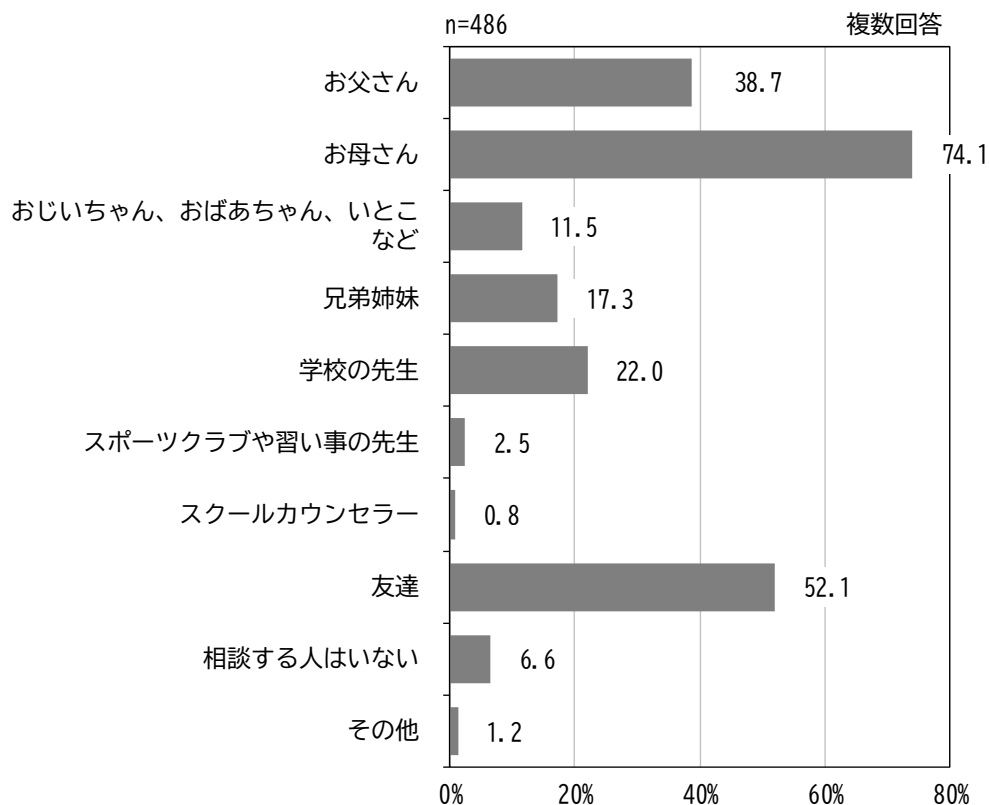
- 学校に行くのは楽しみかについては、「とてもそう思う」と「そう思う」を合わせた割合が87.4%と多くなっています。

◇学校行くのは楽しみですか



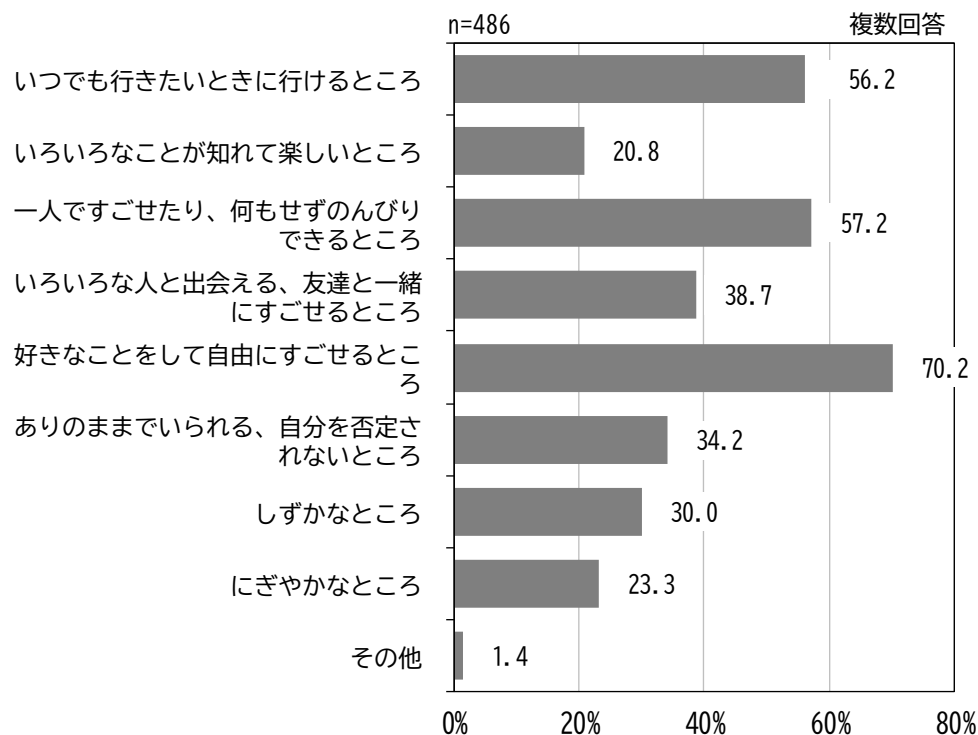
- 困っていることや悩み事があるときの相談相手については、「お母さん」が74.1%と最も多く、次いで「友達」が52.1%、「お父さん」が38.7%となっています。

◇困っていることや悩み事があるときの相談相手



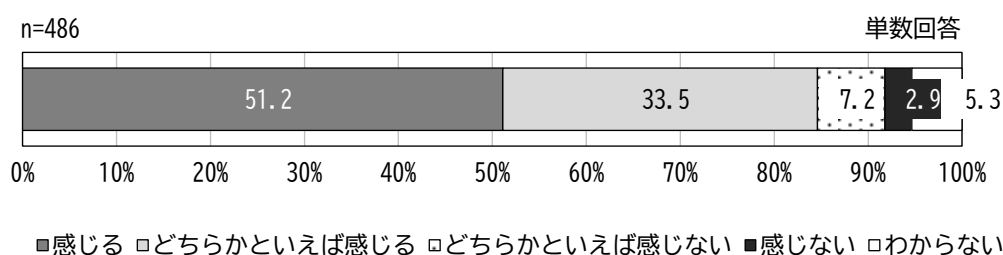
- 心地よく、ほっとできる居場所については、「好きなことをして自由にすごせるところ」が 70.2%と最も多く、次いで「一人ですごせたり、何もせずのんびりできるところ」が 57.2%、「いつでも行きたいときに行けるところ」が 56.2%となっています。

◇心地よく、ほっとできる居場所について



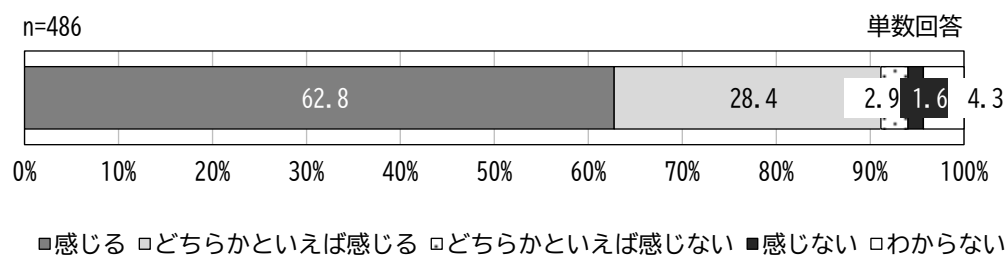
- 学校や家で安心して自分の気持ちを言えていると感じるかについては、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合わせた割合が 84.7%と多くなっています。

◇学校や家で安心して自分の気持ちを言えていると感じるかについて



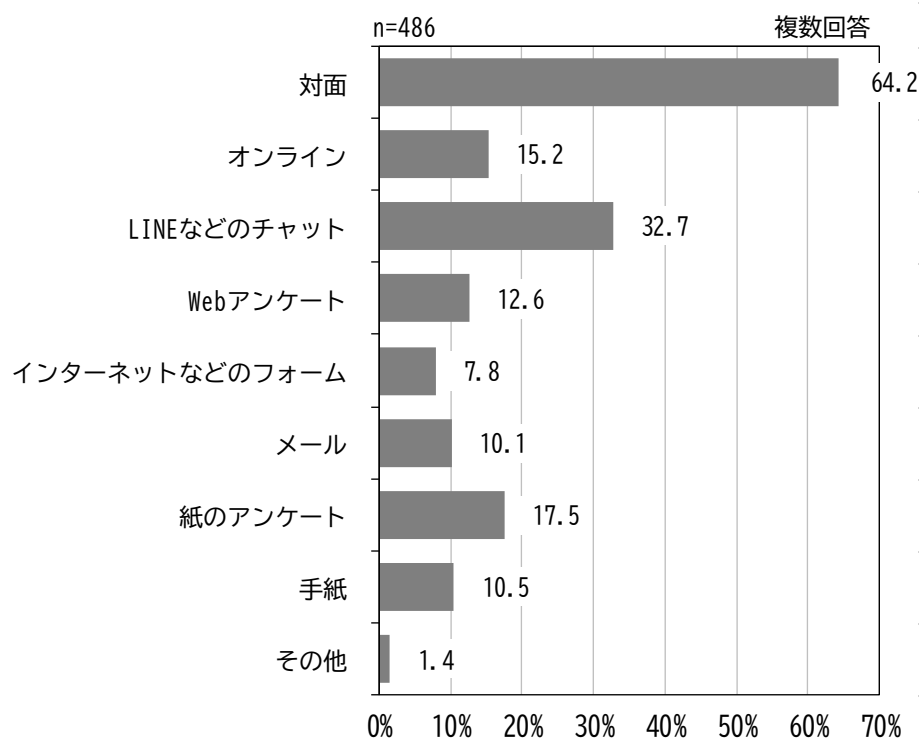
- 学校や家で安心して自分の気持ちをきいてもらえていると感じるかについては、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合わせた割合が91.2%と多くなっています。

◇学校や家で安心して自分の気持ちをきいてもらえていると感じるかについて



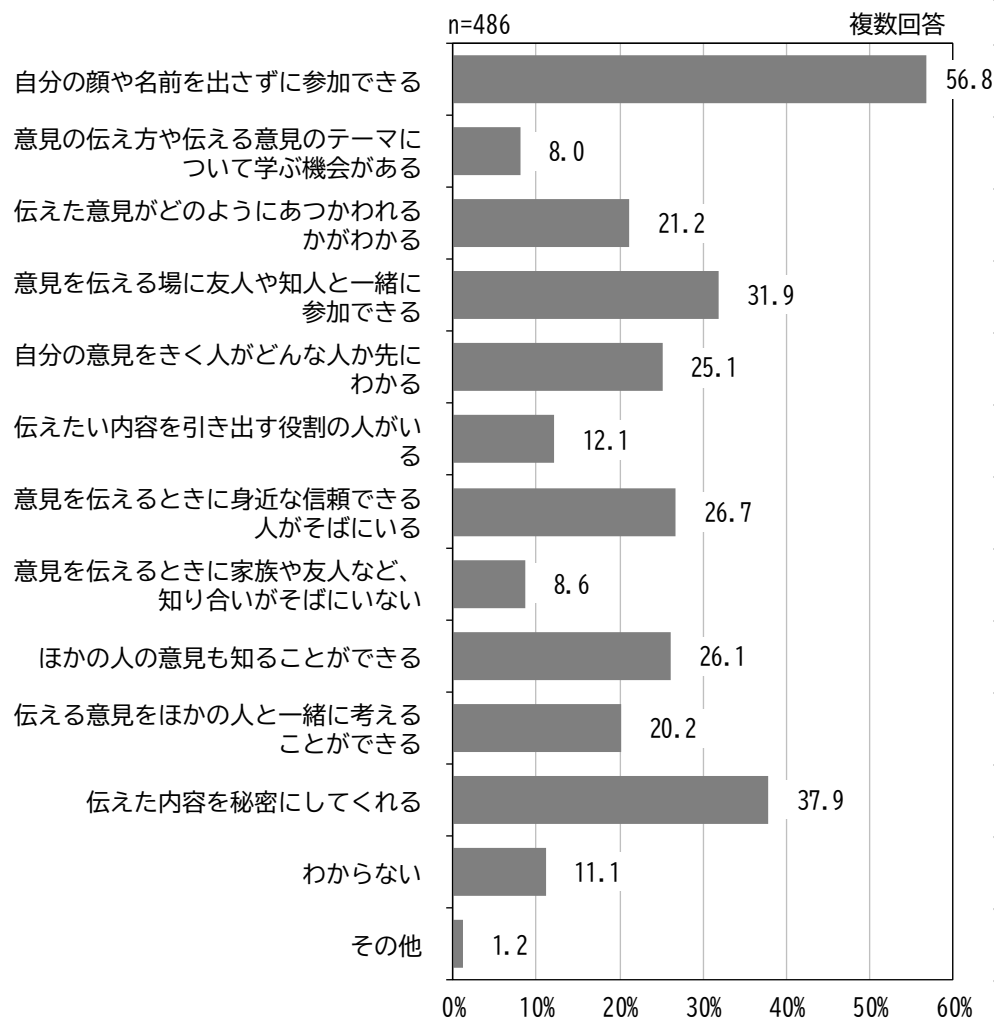
- 自分の意見が言いやすい方法については、「対面」が64.2%と最も多く、次いで「LINE などのチャット」が32.7%、「紙のアンケート」が17.5%となっています。

◇自分の意見が言いやすい方法



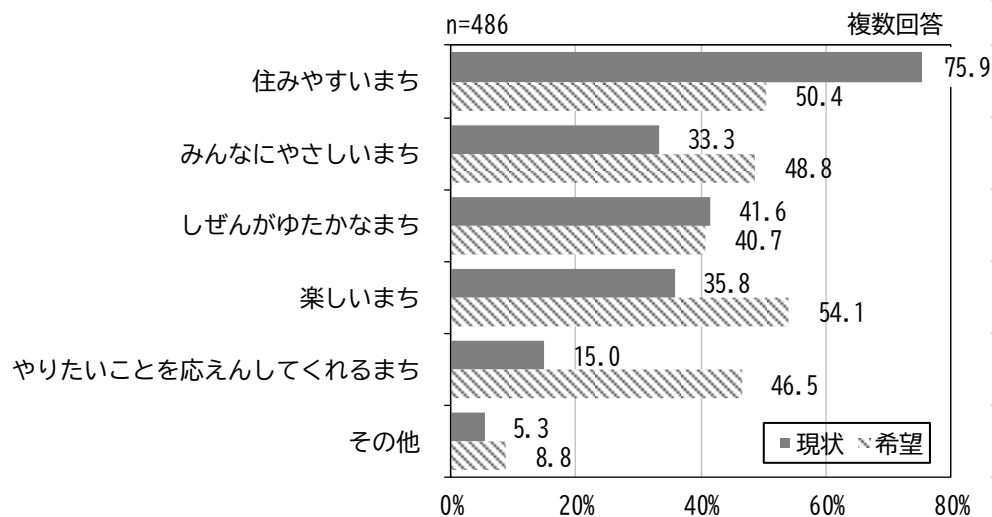
- 自分の意見が言いやすくなるためのルールについては、「自分の顔や名前を出さずに参加できる」が 56.8%と最も多く、次いで「伝えた内容を秘密にしてくれる」が 37.9%、「意見を伝える場に友人や知人と一緒に参加できる」が 31.9%となっています。

◇自分の意見が言いやすくなるためのルール



- 鴻巣市がどんなまちかについては、「住みやすいまち」が 75.9%と最も多く、次いで「しぜんがゆたかなまち」が41.6%、「楽しいまち」が 35.8%となっています。
- 鴻巣市にどんなまちになってほしいかについては、「楽しいまち」が 54.1%と最も多く、次いで「住みやすいまち」が 50.4%、「みんなにやさしいまち」が48.8%となっています。
- 現状と希望を比較すると、「楽しいまち」や「やりたいことを応えんしてくれるまち」が大きく増加しています。

◇鴻巣市はどんなまち | どんなまちになってほしい



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念（将来像）

■国の子ども基本法における子ども施策の基本理念

- ①全ての子どもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- ②全ての子どもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤子どもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対して子どもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、子どもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

■国の子ども大綱におけるめざす社会のすがた

「こどもまんなか社会」

～全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全ての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

■第6次鴻巣市総合振興計画 平成29年度から令和8年度まで

将来都市像	「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」
政策1 子育て・教育・文化	未来をひらく人材を育て、 確かな学びと文化が根付くまちづくり

■第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画における基本理念（将来像）

あす ナンバーワン
次代の夢咲く 子育てNo.1のまち こうのす

■鴻巣市子ども計画における基本理念（将来像）

すべての子ども・若者が自分らしく成長できる こどもまんなか・こうのす

【参考】 こども大綱の概要

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろう）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

（１）ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等）
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等）
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
- こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等）
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等）

(2) ライフステージ別の重要事項

○こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

○学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。

- ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止
- ・不登校のこどもへの支援
- ・校則の見直し
- ・体罰や不適切な指導の防止
- ・高校中退の予防、高校中退後の支援

○青年期

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。

- ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
- ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

(3) 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

○子育てや教育に関する経済的負担の軽減

○地域子育て支援、家庭教育支援

○共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

○ひとり親家庭への支援

こども施策を推進するために必要な事項

(1) こども・若者の社会参画・意見反映

(2) こども施策の共通の基盤となる取組

(3) 施策の推進体制等

2. 基本目標

基本目標1 ライフステージを通して切れ目のない こども・若者の育ちを支援します

妊娠・出産・乳幼児期から、学童期、青年期と、それぞれのライフステージに応じた取組を展開し、こども・若者の健やかな育ちを応援します。

その際、こども・若者の状況に応じて、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、乳幼児期から学童期、青年期を経て成人期への移行期にある若者が自らの希望を叶えることができるよう、切れ目ない支援を行います。

基本目標2 こども・若者の人権と最善の利益が尊重される 環境をつくれます

こどもを権利の主体として認識し、こども基本法やこどもの権利条約及び鴻巣市こどもの権利条例の趣旨や内容を、こども・若者や、子育て家庭、教育・保育に携わる者を始めとする大人に対して広く周知し、社会全体で共有を図るとともに、こどもに関わる全ての施策において、権利を基盤とした施策を推進します。

また、こども・若者が身近な地域で、多様な遊び・体験や活躍ができる環境をつくれます。

基本目標3 配慮を必要とするこども・若者や子育て家庭を 支援します

貧困、障がいの有無、ひきこもりやヤングケアラーなど様々な状況にあるこども・若者や子育て家庭が、個々の状況に応じて適切な支援を受けることができるよう、支援体制を充実します。

基本目標4 安心して子育てができる環境を確保します

保護者が子育てに関する経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、安心してこどもを産み、育てることができるよう、子育て情報の提供体制を充実するとともに、地域・企業・行政等が連携して子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。

3. 計画の体系

基本目標			施策の方向	施策・事業
第4章	ライフステージ別の重要事項	1 ライフステージを通して切れ目のない子ども・若者の育ちを支援します	(1) 妊娠・出産期・乳幼児期における支援	母子の健康支援
				親子の成長と交流の場の支援
				教育・保育施設の充実
				地域における子育て支援体制の充実
				相談体制の充実
			(2) 学齢期における支援	教育環境の充実
				豊かな心と体づくり
				児童生徒の安全確保
			(3) 青年期における支援	高等教育、就労支援
				出会いや結婚の支援
	ライフステージを通じた重要事項	2 こども・若者の人権と最善の利益が尊重される環境をつくります	(1) こども・若者の権利の保障	こどもの権利を大切にする意識の向上
				こどもの意見表明の機会の確保
			(2) 多様な居場所・活動機会の確保	こどもの居場所づくり
				多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
			(3) 児童虐待防止対策の充実	児童の権利擁護、子育て家庭の訪問支援
		3 配慮を必要とするこども・若者や子育て家庭を支援します	(1) こどもの貧困の連鎖を断ち切るための支援	教育の支援の充実
				多様な体験機会の確保
				生活の安定に向けた支援の充実
			(2) 障がいのあるこども・若者の支援	支援体制等の充実
				こどもの発達支援の充実
			(3) 困難な状況にあるこども・若者に対する支援	青少年の相談支援
				ヤングケアラー対策
	子育て当事者への支援に関する重要事項	4 安心して子育てができる環境を確保します	(1) 妊娠から出産、子育てに関する経済的負担の軽減	子育て世帯の経済的支援
				就学・進学支援
			(2) 地域における子育て支援の充実	地域コミュニティ活動の推進
				安心・安全な環境づくり
第5章	教育・保育事業の量の見込みと確保の方策（第3期子ども・子育て支援事業計画）		1 教育・保育提供区域の設定	
			2 教育・保育サービスの充実	
			3 地域子ども・子育て支援事業	

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ ライフステージを通して切れ目のないこども・若者の育ちを支援します

(1) 妊娠・出産期・乳幼児期における支援

【母子の健康支援】

No	事業名	事業内容	担当課
1	妊婦健康診査	安心、安全な出産を迎えるため、妊娠中の定期的な健康診査の受診を勧奨します。子宮頸がん健診、HIV抗体検査、HTLV-Ⅰ抗体検査、性器クラミジア検査の助成券と、基本的な健康診査の助成券を交付し、委託医療機関で実施します。	子育て支援課
2	妊婦歯科健康診査	妊婦を対象に歯科健診を実施し、歯周疾患・う歯の早期発見、適切な保健指導を実施することで、妊婦の歯及び口腔の健康と胎児の健康の保持増進を図ります。	子育て支援課
3	健康教育の充実	妊婦や保護者などを対象とした各種健康教室（パパ・ママクラス、離乳食教室（初期、中期・後期）、ツイン&リトルキッズクラブ等）を実施します。教室の内容は、参加者のニーズを可能な限り反映させるなどの工夫をし、参加しやすい教室の運営に努めます。	子育て支援課
4	禁煙・分煙、適正飲酒の啓発	妊娠届出時や、乳幼児健康診査などの機会に妊婦を対象にした禁煙・禁酒に関するリーフレットの配付を行い、知識の一層の普及や情報の提供に努め、禁煙・分煙を働きかけます。	子育て支援課
5	かかりつけ医の確保の啓発と小児医療体制の充実	健康管理のために、身近な地域で継続的な医療が受けられるかかりつけ医の確保の必要性を啓発します。また、かかりつけ医と専門病院、埼玉県小児医療センターなどの高次医療機関との連携による小児医療体制の充実に努めます。	健康づくり課
6	救急医療体制の整備	平日夜間の救急患者のために夜間診療所や医師会が実施している休日当番医制などの初期救急体制の情報を、広報、ホームページ等で提供します。また、中央地区第二次救急医療圏における小児救急医療体制の整備に向けて県や近隣市町と連携を図ります。	健康づくり課
7	「食育」の推進	栄養相談、各種教室を充実させ、発育・発達過程に応じた食生活の知識・技術の習得、食文化の伝承を促進し、「食」を通じてこどもの「こころ」と「からだ」の健やかな成長を支援します。第3次鴻巣市食育推進計画に基づき、関係機関との連携により、各種食育事業を実施していきます。	健康づくり課

No	事業名	事業内容	担当課
8	妊婦等包括相談支援事業	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施します。	子育て支援課
9	乳幼児健康診査	4 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児の乳幼児を対象に、健やかな成長のため、健康診査を実施します。また、保護者・乳幼児にとって利便性の高い新たな健康診査会場の確保・整備を進めます。	子育て支援課
10	5 歳児健康診査・相談	「集団行動が苦手」等の心配のある年中児を対象に、問診・計測・小児科医による診察、臨床心理士による相談等を行います。	子育て支援課
11	予防接種の充実	予防接種に関する正しい知識の普及・啓発を行い、接種率の向上、感染症の予防に努めます。	健康づくり課 子育て支援課
12	栄養指導・相談	4 か月児健康診査時では「離乳食のすすめ方」、3 歳児健康診査時では「生活リズムの基礎づくりと食育」についての集団指導を実施します。また、健康診査受診時における栄養指導、電話や面接での栄養相談を行い、個別の支援も実施します。	子育て支援課 健康づくり課

【親子の成長と交流の場の支援】

No	事業名	事業内容	担当課
13	育児講座や親子で学ぶ場の充実	児童センターと連携を図りながら、親の学ぶ場、親子で学ぶ場を設け、いろいろな分野の育児講座を充実します。	公民館
14	子育て支援ネットワークの構築	子育て NP0 や子育てサークル、子育て支援を担う関係機関などの相互の情報を共有できるようネットワークを構築・運用します。	こども応援課
15	子育てグループの支援	子育てサークル等の活動機会や子育て支援事業への参加機会を提供するとともに、相談や指導者として活動する家庭教育アドバイザーの養成講座への参加を促し、子育てサークル等の充実に努めます。	こども応援課
16	デマンド交通 「ひなちゃんタクシー」 「こうのす乗合タクシー」 (日常生活の移動手段の確保)	妊娠中や、出産後の病院や買い物等におけるドア to ドアの移動手段を確保し、安心して子育てしやすい環境づくりを推進します。また、ひなちゃんタクシーにおいては陣痛時の利用を可能としています。	自治振興課

No	事業名	事業内容	担当課
17	児童センターの充実	こどもの居場所として、健全な遊び場を提供するとともに様々な楽しい事業を実施し、こどもの参加を促進するための情報提供を図ります。また、こどもが安全かつ快適に過ごせる場とするため、市内児童センターにおいて、防犯対策強化、空調・照明の整備、トイレ整備等を計画的に進めます。	こども応援課
18	親子で楽しむスポーツ・レクリエーション活動	スポーツフェスティバルをはじめ、家族や親子・高齢者の方まで楽しめる教室や大会、イベントを開催し、スポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。	スポーツ課
19	託児付き事業の推進	託児ボランティアの協力や保育施設の一時預かり事業を活用し、子育て世代が参加しやすい託児付きの事業を推進します。	こども応援課

【教育・保育施設の充実】

No	事業名	事業内容	担当課
20	保育・幼児教育の場の確保	既存の保育施設を有効に活用することや大規模集合住宅開発等により受入枠が不足する場合には新たな保育施設を新設することなどにより、待機児童や保育の必要性が高い保留児童の解消や多様な保育・教育ニーズに対応するため、保育・幼児教育の場の確保を推進します。	保育課
21	認定こども園の推進	民間幼稚園の認定こども園事業を推進します。	保育課
22	地域型保育施設の育成	地域型保育施設の保育内容充実のための指導・監督に努めます。	保育課
23	時間外保育事業	保護者の就労時間や就労形態に対応し、保育所や認定こども園等で行う時間外保育サービスで、11時間の開所時間を超えて保育を行います。	保育課
24	一時預かり事業（幼稚園・認定こども園）	幼稚園・認定こども園の在園児を対象に、教育時間の前後や長期休業日等に当該幼稚園や認定こども園で保育を行います。	保育課
25	一時預かり事業（保育所等）	一時的に家庭での保育が困難となった児童を対象に、一時的に預かる事業を保育所等で行います。	保育課
26	保育内容の充実	異年齢での遊びを通し、個々の権利の尊重と義務の履行を習得させるとともに、豊かな心を育てます。	保育課

No	事業名	事業内容	担当課
27	保育士等の資質の向上	県や市などが主催する研修に積極的に参加し、保育士等の資質の向上を図ります。	保育課
28	保育施設等の施設整備・安全管理	こどもを安心して預けられ、安全に過ごせる場とするため、保育施設等の防犯対策機能の強化、空調・照明の整備、園庭の整備等を進めます。 また、日常的な目視確認や定期保守点検などにより、非常用設備をはじめ施設全体の安全管理に努めます。	保育課
29	幼稚園・保育所等の地域開放	園庭開放を実施することで、地域に開かれた幼稚園・保育所等の環境づくりを進めます。	保育課
30	幼稚園・保育所等の支援	私立幼稚園・私立保育所・認定こども園・地域型保育施設の運営に対し、財政面での補助を実施します。	保育課
31	幼稚園・保育所等と小学校の連携	就学前教育と学校教育の一貫性を確保するために、幼稚園、保育所等と小学校の交流・情報交換の場づくりに努めます。	保育課
32	こども誰でも通園制度	保護者の就労等の理由を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位でこどもを保育所等の施設で預かり、子育て家庭の支援を行います。	保育課
33	保育ステーションの実施	駅前の保育ステーションにて、朝、保護者からこどもを預かり、在籍する保育施設へ送迎します。日中は在籍する保育施設で過ごし、夕方、再び駅前の保育ステーションに戻って保育を行い、保護者にこどもを引き渡します。	保育課
34	保育人材確保事業	保育受入枠の拡充を図るとともに、こどもを安心して育てることができる環境整備を行うため、必要となる保育人材の確保に向けた取組を推進します。	保育課

【地域における子育て支援体制の充実】

No	事業名	事業内容	担当課
35	病児保育事業	保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、その他の場所において、保育を行います。	保育課
36	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい方（協会員）と援助を受けたい方（依頼会員）の会員間の相互援助活動を支援します。	子育て支援課

No	事業名	事業内容	担当課
37	子育て短期支援事業	保護者の入院や通院、仕事や冠婚葬祭などにより、家庭におけるこどもの養育が一時的に困難となった場合に、市と契約した児童福祉施設でこどもを預かることで、子育て支援の充実を図ります。	子育て支援課
38	ブックスタート事業	乳児と保護者を対象に、親と子のふれあいやコミュニケーションのひとつとして絵本を提供し、絵本の読み聞かせを通じて親子の交流を深めるとともに、健やかな成長を促します。	子育て支援課
39	赤ちゃんのためのおはなし会	図書館内で赤ちゃん向けのおはなし会を実施することにより図書館の絵本や育児書等の活用を促進します。また、親子の交流を図ることにより子育て支援の充実を図ります。	生涯学習課
40	家族ふれあい事業	親子で楽しめるイベントなどを開催し、家族のふれあいが増すように支援します。	こども応援課

【相談体制の充実】

No	事業名	事業内容	担当課
41	利用者支援事業	保育コンシェルジュ、地域子育て支援拠点、こども家庭センター、妊婦等包括相談支援事業等において、情報の集約、提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じ、必要な助言をし、関係機関との連絡調整を行います。	子育て支援課 保育課 こども応援課
42	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターや子育てサロンを子育て支援の拠点として、子育て情報の提供や親子が気軽に集い、交流・相談できる場を提供します。また、出張ひろばとして、通常の子育て支援拠点以外の場所に出張し、親子が集う場所を提供します。	こども応援課
43	産後ケア事業	産後支援を必要とする産婦及び乳児を対象に、心身のケアや育児サポート等を行い、母子とその家族が健やかな育児ができるように、支援を行います。	子育て支援課
44	乳児家庭全戸訪問事業	生後1か月前後の乳児、産婦を対象に、助産師や保健師が訪問し、発育、栄養、生活環境、疾病予防などの育児に関する相談・指導を行います。また、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握、養育についての相談・助言等の支援を行います。	子育て支援課
45	養育支援訪問事業	保護者の養育や出産後の養育等の支援を必要とする家庭に訪問し、養育に関する指導・助言等の支援を行います。	子育て支援課

No	事業名	事業内容	担当課
46	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を行います。	子育て支援課
47	乳幼児相談	健康診査後の経過観察等で必要と判断された乳児と保護者を対象に、発育・発達状況を確認し、保健師・管理栄養士などによる相談を実施します。	子育て支援課
48	育児相談	市内27か所の保育所、認定こども園、幼稚園等で実施している育児相談について、広報などで周知を図るとともに、相談事業の充実を図ります。	保育課
49	こどものこころの相談	発達が気になる幼児を対象に、臨床心理士による専門的な相談を行います。	子育て支援課
50	親子支援教室事業	発達等で継続した指導が必要な幼児、育児不安が強い保護者を対象に、保育士、保健師、臨床心理士が親子遊びを通じて集団指導を行います。	子育て支援課
51	幼児教育相談	家庭をとりまく環境が変化するなか、幼稚園・保育所、小学校など関係機関との連携のもとに幼児の特性や発達段階に応じた教育相談の充実に努めます。	学校支援課
52	主任児童委員等の取組	家庭の意向を把握しながら、民生委員・児童委員と主任児童委員による子育て支援を進めます。	福祉課
53	こども家庭センター「ここの巣」	家庭における適切なこどもの養育と、養育に関連して発生するさまざまな課題の解決を図るため専門的に相談、指導を行います。また、複雑化、多様化した相談に対しては、関係機関と連携協力し家庭及びこどもへの面談や訪問等を行うなど支援体制の充実を図ります。また、公共施設において、プライバシー保護に配慮した相談スペースの確保を推進します。	子育て支援課
再掲	妊婦等包括相談支援事業	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施します。	子育て支援課

(2) 学齢期における支援

【教育環境の充実】

No	事業名	事業内容	担当課
再掲	幼稚園・保育所等と小学校の連携	就学前教育と学校教育の一貫性を確保するために、幼稚園、保育所等と小学校の交流・情報交換の場づくりに努めます。	学校支援課
54	学習指導の充実	主体的、創造的な学習活動を工夫し、児童生徒一人ひとりの長所や可能性が伸ばせるよう、指導計画、学習過程、指導体制、指導方法などの工夫改善を図り、学ぶ喜びを味わうことのできる学習指導に努めます。	学校支援課
55	学校教育を通じた指導の充実	小学校の「家庭」、中学校の「技術・家庭」における実践的・体験的な学習を通して、男女が協力する家庭の在り方や家族の人間関係、子育ての意義などの指導を充実します。	学校支援課
56	生徒指導・特別活動または児童生徒の自主的・実践的な活動の促進	児童会、生徒会を中心として「あいさつ運動」や「校内美化活動」を展開するなど、児童生徒の自主的・実践的な活動を通して、よりよい人間関係を形成しようとする態度の育成に努めます。	学校支援課
57	不登校児童生徒への支援	適応指導教室、訪問型支援など、総合的な不登校対策の充実を図るなど、増加傾向にある不登校児童生徒およびその保護者に対する支援に努めます。	学校支援課
58	県外私立高等学校等入学金補助金	保護者の入学初年度における経済的負担の軽減と生徒の修学促進を図ります。	学務課
59	奨学資金貸与制度	経済的な理由で高等学校又は大学等へ就学が困難な者に対し、奨学資金を貸与します。	学務課
60	入学準備金貸与制度	高等学校又は大学等に入学を希望する者の保護者で入学準備金の調達が困難な者に対して貸与します。	学務課
61	体罰や不適切な指導の防止	人事評価システムを活用し、教職員の人事管理や資質・能力の向上に取り組むとともに、学校における働き方改革を推進します。	学務課

【豊かな心と体づくり】

No	事業名	事業内容	担当課
62	喫煙・薬物乱用防止の啓発	小・中学校に出向き、喫煙・薬物乱用の防止についての思春期防煙・薬物乱用防止教室を開催します。	健康づくり課

No	事業名	事業内容	担当課
63	自殺対策事業小・中学校における「いのちの授業」	小・中学生を対象に、自身のこころの健康や命の大切さについて振り返り、悩んだときに周囲にSOSを発信することや、周囲の悩みを抱えている人に気づき、声をかけることが大切であることを学ぶ場として、「いのちの授業」を開催します。	健康づくり課
64	心の教育	男女平等、善悪の判断、いじめ防止などの心の教育、道徳教育の一層の充実を図ります。	学校支援課
65	こども相談体制の整備	学校・地域において、こどもが心身の悩みや不安について相談できる窓口を整備するとともに、いつでも利用できるよう情報提供に努めます。	学校支援課
66	教育相談室の充実	いじめ、不登校、進路、学校・家庭生活などに対応するため相談体制の整備・充実を図るとともに、相談室の広報・周知に努め、利用を促進します。	学校支援課
67	青少年子育てふれあい体験	中学生を対象に、子育てやこどもとふれあえる場の提供に努めます。	こども応援課
68	中学生社会体験チャレンジ	中学生社会体験チャレンジ事業の推進など、保育体験、農業体験、職場見学、ものづくりなど、市内の産業にふれる職業体験を充実します。	学校支援課
69	中高生の出番づくり	児童センターや放課後児童クラブなどにおいて、中高生のボランティアを受け入れ、こどもとふれあえる場を提供し、出番づくりに努めます。	こども応援課
再掲	かかりつけ医の確保の啓発と小児医療体制の充実	健康管理のために、身近な地域で継続的な医療が受けられるかかりつけ医の確保の必要性を啓発します。また、かかりつけ医と専門病院、埼玉県小児医療センターなどの高次医療機関との連携による小児医療体制の充実に努めます。	健康づくり課
再掲	救急医療体制の整備	平日夜間の救急患者のために夜間診療所や医師会が実施している休日当番医制などの初期救急体制の情報を、広報、ホームページ等で提供します。また、中央地区第二次救急医療圏における小児救急医療体制の整備に向けて県や近隣市町と連携を図ります。	健康づくり課

【児童生徒の安全確保】

No	事業名	事業内容	担当課
70	デジタル・シティズンシップ教育の推進	デジタル・シティズンシップ教育を各小・中学校にて推進し、パソコンやスマートフォン、SNS等の適切な使い方等についての学びを充実させます。	学校支援課

No	事業名	事業内容	担当課
71	こども110番の家の拡充	こども110番の家に加えて、こどもがいつでも助けを求められる所として、こども110番の店、ガソリンスタンドかけこみ110番など、コンビニエンスストアや町工場などの登録も検討します。	生涯学習課 学校支援課
72	スクールガード（学校安全ボランティア）の導入	学校や警察と連携し、地域やこども達の安全安心のためにスクールガード（学校安全ボランティア）を導入し、児童・生徒の非行防止や安全確保に努めます。	学校支援課
73	地域でこどもを守る体制づくり	自主防犯パトロールグループ、地域防犯推進委員、自治会長等を中心に、広く市民を対象とした講習会を開催し、登下校時の見守り、住民パトロールなど、地域でこどもを守る体制づくりを支援します。	自治振興課
74	有害環境の浄化	性を対象とした有害図書・がん具の販売や、性を売り物にした営業などの有害環境の浄化、暴力や性を対象とする有害情報の排除を進めます。	こども応援課
75	性教育・学習の充実	家庭・学校・地域が連携し、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めるとともに、性や暴力を扱う有害なメディアに流されることがないように青少年の情報活用能力の向上を促進します。	学校支援課
76	青少年健全育成市民会議活動	青少年の健全育成活動の中心である市民会議が行う非行防止パトロール活動を効果的に実施します。	こども応援課

（３）青年期における支援

【高等教育、就労支援】

No	事業名	事業内容	担当課
再掲	県外私立高等学校等入学金補助金	保護者の入学初年度における経済的負担の軽減と生徒の修学促進を図ります。	学務課
再掲	奨学資金貸与制度	経済的な理由で高等学校又は大学等へ就学が困難な者に対し、奨学資金を貸与します。	学務課
再掲	入学準備金貸与制度	高等学校又は大学等に入学を希望する者の保護者で入学準備金の調達が困難な者に対して貸与します。	学務課
77	ジョブサポートこのす	ハローワークによる職業相談・職業紹介、パソコンを使った求人情報の検索に加え、内職事業所の紹介・斡旋や年代別の就職支援セミナー、面接会を開催し、幅広い世代の就労促進を図ります。	商工観光課

No	事業名	事業内容	担当課
78	若者向け就職支援セミナー	ハローワークと連携し、44 歳以下の求職者を対象に、就職活動の基礎知識を身に付けるための就職支援セミナーを年に2回開催し、就労の促進を図ります。	商工観光課

【出会いや結婚の支援】

No	事業名	事業内容	担当課
79	結婚支援事業	本市に転入し、又は市内で転居した低所得者の世帯の婚姻に伴う新生活の費用を支援することにより、地域における少子化対策を図ります。	やさしさ支援課

基本目標２ こども・若者の人権と最善の利益が尊重される環境をつくります

(1) こども・若者の権利の保障

【こどもの権利を大切にすること意識の向上】

No	事業名	事業内容	担当課
80	こどもの人権尊重についての啓発活動	「児童の権利に関する条約」をはじめ、こどもの人権が尊重されるまちづくりを目指して、講演会の開催など、あらゆる媒体・機会をとらえ啓発活動を行います。	やさしさ支援課
81	鴻巣市こどもの権利条例の普及啓発	こどもの権利が守られる社会を目指し、広く市民に対し、こどもの権利について普及啓発を行います。	こども応援課

【こどもの意見表明の機会の確保】

No	事業名	事業内容	担当課
82	社会参画や意見表明の機会の充実	こどもに関する取組等に対し、対面やオンライン等の様々な手法で、こども自身が意見を言える機会を設けるよう努めます。	こども応援課
83	多様な声を施策に反映させる工夫	困難な状況に置かれているこどもも含め、聴取した意見について、施策への反映を検討するとともに、検討結果等をフィードバックする仕組みを構築します。	こども応援課
84	社会参画・意見反映を支える人材の育成	安全・安心な場をつくりこどもが意見を言いやすくなるように引き出すファシリテーターの養成講座の受講等により資質向上を図ります。	こども応援課

(2) 多様な居場所・活動機会の確保

【こどもの居場所づくり】

No	事業名	事業内容	担当課
85	こどもの居場所ネットワークの構築	「こども食堂・学習支援・フリースクールなどの運営団体（NPO 法人やボランティア団体等）」と関係機関や支援団体などが、相互の情報を共有できるようネットワークを構築・運用します。	こども応援課
86	放課後児童クラブ事業	授業終了後児童施設や学校の教室等を利用して、適切な遊びや生活の場を設け、健全な育成を図ります。また、こどもが安全・安心に過ごせる場を提供するため、放課後児童クラブの防犯対策強化、空調・照明の整備、トイレ整備などを行い、充実した環境を作ります。	こども応援課

No	事業名	事業内容	担当課
87	放課後児童支援員の研修	放課後児童クラブにおける放課後児童支援員の資質の向上のため、支援員研修会への参加を促進します。	こども応援課
88	放課後子ども教室の推進	放課後等にこどもたちの安全安心な居場所を設け、様々な体験活動や、異年齢のこどもたちとの交流・地域の指導者との交流活動を通して、心豊かなこどもの育成を図ります。	こども応援課
再掲	児童センターの充実	こどもの居場所として、健全な遊び場を提供するとともに様々な楽しい事業を実施し、こどもの参加を促進するための情報提供を図ります。また、こどもが安全かつ快適に過ごせる場とするため、市内児童センターにおいて、防犯対策強化、空調・照明の整備、トイレ整備等を計画的に進めます。	こども応援課

【多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり】

No	事業名	事業内容	担当課
89	セカンドブック事業	小学1年生を対象に本を配布し、親子で本に親しむ機会や、こどもたち自身が本に出会う機会を提供し、読書に対する意欲や関心の向上に努めます。	生涯学習課
90	P T A 連合会活動の促進	P T A 連合会活動を通して、保護者の交流を図るとともに、子育てのための地域づくりの充実を図ります。	生涯学習課
91	青少年の地域活動の促進	青少年関係団体の育成、ジュニアリーダーの養成に努めるとともに、活動を支援します。	こども応援課
92	こども会活動	企画・準備の段階からこども主体の取組を進め、こども会活動を通じて同年齢・異年齢のこどもの交流を促進します。	こども応援課
93	こどもにかかわる地域活動の支援	スポーツ少年団をはじめ、スポーツ、レクリエーション団体の活動を支援します。	スポーツ課
94	こどものボランティア体験	こどもたちがボランティア活動を体験できるよう、情報の提供、体験講座などを開催します。	福祉課
95	自然体験	馬室キャンプ体験広場などを活用したキャンプ体験、池での親子魚釣り大会など、自然にふれる体験の提供に努めます。また、こども・若者が馬室キャンプ体験広場を安全に利用するため、防犯対策強化、照明・トイレの整備等を検討します。	こども応援課

No	事業名	事業内容	担当課
再掲	青少年子育てふれあい体験	中学生を対象に、子育てやこどもとふれあえる場の提供に努めます。	こども応援課
96	高齢者とのかかわり	地域での世代間交流を促進するとともに、放課後児童クラブや小・中学校での高齢者との交流を充実します。また、高齢者の様々な体験や経験を各教科の指導に活かす工夫を図ります。	学校支援課
97	青少年相談員活動	青少年の相談相手として、助言指導を行い、青少年の健全な成長を促す相談員の活動を支援します。	こども応援課
98	健全育成指導者の育成	こどもの健全な育成を図るため、青少年団体の活動を充実するとともに、健全育成指導者の育成や資質の向上を図ります。	こども応援課

(3) 児童虐待防止対策の充実

【児童の権利擁護、子育て家庭の訪問支援】

No	事業名	事業内容	担当課
再掲	こども家庭センター「ここの巣」	家庭における適切なこどもの養育と、養育に関連して発生するさまざまな課題の解決を図るため専門的に相談、指導を行います。また、複雑化、多様化した相談に対しては、関係機関と連携協力し家庭及びこどもへの面談や訪問等を行うなど支援体制の充実を図ります。また、公共施設において、プライバシー保護に配慮した相談スペースの確保を推進します。	子育て支援課
99	相談体制、要保護児童対策地域協議会の充実	プライバシーが確保され安心して通告・相談ができる体制を整え、地域協議会の関係機関(児童相談所、福祉、保健医療、教育、警察、消防等)で、こどもやその家庭に対し、適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行い適切な対応をしていきます。	子育て支援課
100	虐待通告の広報	児童虐待を未然に防ぐためには、周囲の人がいち早くその兆候に気づき通告することが重要であることから、広く住民の協力を得るため、ポスターの掲示、リーフレットの配布等の広報活動をしていきます。	子育て支援課
101	乳幼児健康診査時等の育児をとりまく状況確認	各健康診査時や受診されなかった方への受診勧奨や家庭訪問を行い、こどもと保護者の状況を確認し、虐待の早期発見や防止に努めます。	子育て支援課
102	妊娠期からの虐待予防強化	医療機関と連携し、妊娠、出産、育児期に養育支援を必要とする家庭を積極的に把握し、訪問支援等を行うことにより育児不安等の軽減や孤立の防止を図ります。	子育て支援課

No	事業名	事業内容	担当課
103	里親制度の啓発	児童相談所と連携し、家庭に恵まれないこどもを温かな生活環境で養育する里親制度の普及啓発を促進します。	子育て支援課
104	児童の保護	児童相談所、警察と連携しこどもの生命安全の確保のため、立ち入り調査や一時保護等の措置を迅速かつ確実に行っていきます。	子育て支援課

基本目標３ 配慮を必要とするこども・若者や子育て家庭を支援します

（１）こどもの貧困の連鎖を断ち切るための支援

【教育の支援の充実】

No	事業名	事業内容	担当課
再掲	自殺対策事業小・中学校における「いのちの授業」	小・中学生を対象に、自身のこころの健康や命の大切さについて振り返り、悩んだときに周囲のSOSを発信することや、周囲に悩みを抱えている人に気づき、声をかけることが大切であることを学ぶ場として、「いのちの授業」を開催します。	健康づくり課
105	就学援助費支給事業	経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に係る費用の全部又は一部を援助します。	学務課
106	特別支援教育就学奨励費支給事業	特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、家庭の経済状況等に応じ、就学に係る費用の一部を補助します。	学務課
107	交通遺児支援事業	交通事故により死亡若しくは重度障がいとなった者に養育され、小・中学校及び高等学校に通う交通遺児に対して奨学金を支給します。また、日本学生支援機構の奨学金、交通遺児の援護金など、就学を支援する制度の周知を図り、活用を促進します。	自治振興課
108	こどもの学習・生活支援	生活保護、生活困窮世帯、児童扶養手当を支給しているなどの世帯の中高生に対して、学習支援や居場所の提供を行い、こどもの進学や将来における安定就労につなげ、貧困の連鎖を防止します。	福祉課 子育て支援課
再掲	こども相談体制の整備	学校・地域において、こどもが心身の悩みや不安について相談できる窓口を整備するとともに、いつでも利用できるよう情報提供に努めます。	学校支援課
再掲	教育相談室の充実	いじめ、不登校、進路、学校・家庭生活などに対応するため相談体制の整備・充実を図るとともに、相談室の広報・周知に努め、利用を促進します。	学校支援課

【多様な体験機会の確保】

No	事業名	事業内容	担当課
再掲	児童センターの充実	こどもの居場所として、健全な遊び場を提供するとともに様々な楽しい事業を実施し、こどもの参加を促進するための情報提供を図ります。また、こどもが安全かつ快適に過ごせる場とするため、市内児童センターにおいて、防犯対策強化、空調・照明の整備、トイレ整備等を計画的に進めます。	こども応援課
再掲	こどもの居場所ネットワークの構築	「こども食堂・学習支援・フリースクールなどの運営団体（NPO 法人やボランティア団体等）」と関係機関や支援団体などが、相互の情報を共有できるようネットワークを構築・運用します。	こども応援課
再掲	こども会活動	企画・準備の段階からこども主体の取組を進め、こども会活動を通じて同年齢・異年齢のこどもの交流を促進します。	こども応援課
再掲	中学生社会体験チャレンジ	中学生社会体験チャレンジ事業の推進など、保育体験、農業体験、職場見学、ものづくりなど、市内の産業にふれる職業体験を充実します。	学校支援課
再掲	青少年相談員活動	青少年の相談相手として、助言指導を行い、青少年の健全な成長を促す相談員の活動を支援します。	こども応援課

【生活の安定に向けた支援の充実】

No	事業名	事業内容	担当課
再掲	利用者支援事業	保育コンシェルジュ、地域子育て支援拠点、こども家庭センター、妊婦等包括相談支援事業等において、情報の集約、提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じ、必要な助言をし、関係機関との連絡調整を行います。	子育て支援課 保育課 こども応援課
再掲	妊婦健康診査	安心、安全な出産を迎えるため、妊娠中の定期的な健康診査の受診を勧奨します。子宮頸がん健診、H I V 抗体検査、H T L V - Ⅰ 抗体検査、性器クラミジア検査の助成券と、基本的な健康診査の助成券を交付し、委託医療機関で実施します。	子育て支援課
再掲	妊婦歯科健康診査	妊婦を対象に歯科健診を実施し、歯周疾患・う歯の早期発見、適切な保健指導を実施することで、妊婦の歯及び口腔の健康と胎児の健康の保持増進を図ります。	子育て支援課
再掲	こどもの人権尊重についての啓発活動	「児童の権利に関する条約」をはじめ、こどもの人権が尊重されるまちづくりを目指して、講演会の開催など、あらゆる媒体・機会をとらえ啓発活動を行います。	やさしさ支援課

No	事業名	事業内容	担当課
再掲	里親制度の啓発	児童相談所と連携し、家庭に恵まれないこどもを温かな生活環境で養育する里親制度の普及啓発を促進します。	子育て支援課
再掲	こども家庭センター「ここの巣」	家庭における適切なこどもの養育と、養育に関連して発生するさまざまな課題の解決を図るため専門的に相談、指導を行います。また、複雑化、多様化した相談に対しては、関係機関と連携協力し家庭及びこどもへの面談や訪問等を行うなど支援体制の充実を図ります。また、公共施設において、プライバシー保護に配慮した相談スペースの確保を推進します。	子育て支援課
再掲	妊婦等包括相談支援事業	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援及び経済的支援を実施します。	子育て支援課
109	自立支援の相談、各種制度の情報提供の充実	ひとり親家庭の子育て不安や悩みを解消するため相談体制の充実やひとり親家庭として利用できる制度の周知を図るとともに、県と連携し、就業に関する相談、雇用情報の提供など就労支援に取り組んでいきます。	子育て支援課
110	ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭の自立促進のため、各養成講座の受講や資格取得のための支援として自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給します。	子育て支援課
111	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等に対し医療費を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減します。	子育て支援課
112	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
113	妊婦のための支援給付	妊娠期から切れ目のない支援を行う観点から、経済的支援を実施します。	子育て支援課
114	特別児童扶養手当支給事業	特別児童扶養手当制度の普及・啓発に努めるとともに、特別児童扶養手当を支給します。	障がい福祉課

(2) 障がいのあるこども・若者の支援

【支援体制等の充実】

No	事業名	事業内容	担当課
115	障がい児相談支援事業	支援サービスや利用可能な事業所、施設の紹介、情報の提供や、発達に関する相談を受けるとともに、利用の調整・利用申請の支援などの充実に努めます。	保育課
116	地域生活支援事業	相談支援事業、移動支援事業、日中一時支援事業、日常生活用具給付事業など地域の実情に応じた事業の推進に努めます。	障がい福祉課
117	自立支援給付 通所給付	障害者総合支援法に基づき、児童の居宅介護（ホームヘルプサービス）、児童短期入所（ショートステイ）、行動支援などに対する介護給付費を支給します。児童福祉法に基づき通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）に対する通所給付費を支給します。	障がい福祉課
118	重度心身障害者医療費助成事業	重度心身障害児医療費の自己負担額を助成し、家庭の経済的負担を軽減します。	障がい福祉課
再掲	特別児童扶養手当支給事業	特別児童扶養手当制度の普及・啓発に努めるとともに、特別児童扶養手当を支給します。	障がい福祉課
再掲	特別支援教育就学奨励費支給事業	特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、家庭の経済状況等に応じ、就学に係る費用の一部を補助します。	学務課

【こどもの発達支援の充実】

No	事業名	事業内容	担当課
119	障がい児保育	保育士の加配や保育内容・技術の研修に努めながら、障がい児保育の充実に図ります。	保育課
120	特別支援教育	障がいの有無にかかわらず、共に学ぶ学校づくりを目指して、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切に対応を図ります。発達障がいなど特別な支援を必要とするこどもの教育のあり方を研究し、適切な対応に努めます。	学校支援課
121	障がいをもつこどもたちの通園施設	在宅の障がいのある幼児の自活に必要な生活指導や基礎的な訓練、知識の習得などへの指導体制の充実に図ります。また、重度の障がいのある幼児にも対応した指導体制、年齢・障がい区分にとられない利用、退所児のフォローアップ体制の整備など、療育機能を充実します。	保育課

No	事業名	事業内容	担当課
122	こどもデイサービス センター事業	心身の発達に遅れがあると思われる児童に基本的な生活習慣を身につけることや社会生活への適応性を高めるために必要な療育や指導・訓練・養育相談の充実を図るとともに特別支援学校及び支援学級に通う児童が安心して過ごせる居場所を提供します。	保育課

(3) 困難な状況にあるこども・若者に対する支援

【青少年の相談支援】

No	事業名	事業内容	担当課
再掲	こども相談体制の整備	学校・地域において、こどもが心身の悩みや不安について相談できる窓口を整備するとともに、いつでも利用できるよう情報提供に努めます。	学校支援課
再掲	教育相談室の充実	いじめ、不登校、進路、学校・家庭生活などに対応するため相談体制の整備・充実を図るとともに、相談室の広報・周知に努め、利用を促進します。	学校支援課
123	ひきこもり相談窓口	家族または本人を対象に、ひきこもりやこころに関する全般的な相談に対し、電話及び来所による相談を保健師や臨床心理士が伺います。	健康づくり課

【ヤングケアラー対策】

No	事業名	事業内容	担当課
124	こども家庭センター 「ここの巣」	こども家庭センターの設置に伴い、教育機関や重層的支援体制と連携・協力をしながらヤングケアラーの相談、支援に取り組みます。	子育て支援課 福祉課

基本目標４ 安心して子育てができる環境を確保します

(１) 妊娠から出産、子育てに関する経済的負担の軽減

【子育て世帯の経済的支援】

No	事業名	事業内容	担当課
125	こうのとりの助成金事業	不妊検査や不育症検査を受けた方に検査費の一部を助成します。	子育て支援課
126	こうのとりの出産祝金支給事業	鴻巣市で生まれたこどもを対象に、商工会発行のお買い物券（１万円分）を支給します。	子育て支援課
127	「パパ・ママ応援ショップ」の利用啓発	18歳未満のこどもがいる、または妊娠中の方がいる世帯を対象に、埼玉県が実施する子育て家庭優待制度「パパ・ママ応援ショップ」の周知や利用の啓発を図ります。	こども応援課
128	未熟児養育医療給付事業	満1歳未満の未熟児で、医師が医療を必要と認め指定養育医療機関に入院が必要な場合に、医療費の一部を給付します。	子育て支援課
129	こどもの医療費支給事業	保護者の経済的負担の軽減及びこどもたちの保健の向上と福祉の増進を図るためこどもの医療費を支給します。 (入院・通院も18歳年度末まで対象)	子育て支援課
130	児童手当支給事業	児童手当制度の一層の普及・啓発に努めるとともに、児童手当を支給します。	子育て支援課
131	幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、認可外保育施設等を利用する3歳から5歳までのこども、住民税非課税世帯の0歳から2歳のこどもの利用料を無償化し、保護者の負担を軽減します。	保育課
132	出産育児一時金	分娩時に鴻巣市国民健康保険に加入している被保険者に、出産育児一時金を支給します。	国保年金課
133	産前産後期間の国民健康保険税の免除制度	出産予定または出産した国民健康保険被保険者の方は、出産（予定）日の属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合、出産（予定）日の属する月の3か月前から6か月間）の国民健康保険税の所得割額と均等割額が免除されます。	国保年金課
134	産前産後期間の国民年金保険料の免除制度	出産予定または出産した国民年金第1号被保険者の方は、出産（予定）日の属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合、出産（予定）日の属する月の3か月前から6か月間）の国民年金保険料が免除されます。	国保年金課

No	事業名	事業内容	担当課
再掲	妊婦のための支援給付	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、経済的支援を実施します。	子育て支援課
135	早期不妊検査費及び不育症検査費助成金	検査、治療に要する費用の一部を助成することにより経済的負担の軽減と少子化対策を図ります。	子育て支援課
136	小児慢性特定疾病児見舞金支給事業	小児慢性特定疾病のある児童（18歳未満）が小児慢性特定疾病手術を受けたときに、その保護者又は本人に対して見舞金を支給します。	障がい福祉課

【就学・進学への支援】

No	事業名	事業内容	担当課
再掲	就学援助費支給事業	経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に係る費用の全部又は一部を援助します。	学務課
再掲	交通遺児支援事業	交通事故により死亡若しくは重度障がいとなった者に養育され、小・中学校及び高等学校に通う交通遺児に対して奨学金を支給します。また、日本学生支援機構の奨学金、交通遺児の援護金など、就学を支援する制度の周知を図り、活用を促進します。	自治振興課
再掲	こどもの学習・生活支援	生活保護、生活困窮世帯、児童扶養手当を支給しているなどの世帯の中高校生に対して、学習支援や居場所の提供を行い、こどもの進学や将来における安定就労につなげ、貧困の連鎖を防止します。	福祉課 子育て支援課
再掲	県外私立高等学校等入学金補助金	保護者の入学初年度における経済的負担の軽減と生徒の修学促進を図ります。	学務課

（２）地域における子育て支援の充実

【地域コミュニティ活動の推進】

No	事業名	事業内容	担当課
再掲	高齢者とのかかわり	地域での世代間交流を促進するとともに、放課後児童クラブや小・中学校での高齢者との交流を充実します。また、高齢者の様々な体験や経験を各教科の指導に活かす工夫を図ります。	学校支援課
再掲	P T A 連合会活動の促進	P T A 連合会活動を通して、保護者の交流を図るとともに、子育てのために地域づくりの充実を図ります。	生涯学習課

No	事業名	事業内容	担当課
再掲	青少年の地域活動の促進	青少年関係団体の育成、ジュニアリーダーの養成に努めるとともに、活動を支援します。	こども応援課
再掲	こども会活動	企画・準備の段階からこども主体の取組を進め、こども会活動を通じて同年齢・異年齢のこどもの交流を促進します。	こども応援課
再掲	こどもにかかわる地域活動の支援	スポーツ少年団をはじめ、スポーツ、レクリエーション団体の活動を支援します。	スポーツ課
再掲	こどものボランティア体験	こどもたちがボランティア活動を体験できるよう、情報の提供、体験講座などを開催します。	福祉課
再掲	青少年相談員活動	青少年の相談相手として、助言指導を行い、青少年の健全な成長を促す相談員の活動を支援します。	こども応援課
再掲	健全育成指導者の育成	こどもの健全な育成を図るため、青少年団体の活動を充実するとともに、健全育成指導者の育成や資質の向上を図ります。	こども応援課

【安心・安全な環境づくり】

No	事業名	事業内容	担当課
137	「赤ちゃんの駅」・「キッズスペース」・「ベビーカーマーク」の推進	乳児等を連れて外出しやすい環境づくりのため、公共施設に授乳やおむつ交換等ができるスペース及びこどもが遊んだり、休憩したりできるキッズスペースの確保・整備を推進します。また、公共施設の特性に応じ、幼児用トイレの整備を推進します。特に、新たに整備予定の「道の駅」においては、赤ちゃんの駅・キッズスペース・幼児用トイレの設置を予定しています。 さらに、ベビーカーの利用しやすい環境づくりのため、ベビーカー使用者や周囲の方がお互いに配慮や理解が得られるよう啓発するとともに、公共施設にベビーカーマークを表示します。	こども応援課
138	身近な公園づくり	こどもたちや親子連れなどが、安心・安全で快適に利用できるように、インクルーシブ遊具の設置を含む公園整備を行うとともに、樹木の保全や遊具等公園施設の適切な維持管理に努めます。	都市計画課

(3) ひとり親家庭への支援

【ひとり親家庭の自立支援】

No	事業名	事業内容	担当課
再掲	自立支援の相談、各種制度の情報提供の充実	ひとり親家庭の子育て不安や悩みを解消するため相談体制の充実やひとり親家庭として利用できる制度の周知を図るとともに、県と連携し、就業に関する相談、雇用情報の提供など就労支援に取り組んでいます。	子育て支援課
再掲	ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭の自立促進のため、各養成講座の受講や資格取得のための支援として自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給します。	子育て支援課
再掲	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等に対し医療費を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減します。	子育て支援課
再掲	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当を支給します。	子育て支援課

(4) 子育て情報提供体制の充実

【子育て情報提供の充実】

No	事業名	事業内容	担当課
再掲	利用者支援事業	保育コンシェルジュ、地域子育て支援拠点、こども家庭センター、妊婦等包括相談支援事業等において、情報の集約、提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じ、必要な助言をし、関係機関との連絡調整を行います。	子育て支援課 保育課 こども応援課
139	「子育て支援ガイドブック」の作成・配付	子育て家庭に対する情報提供のため、子育て支援制度やこどもの遊び場など様々な情報を掲載した「子育て支援ガイドブック」を作成・配付します。	こども応援課
140	市ホームページを活用した情報の発信	子育てに関する行政サービスの最新情報を利用者に分かりやすく提供するため、ホームページ等でこども・子育て支援情報を集約し、最新情報への更新を遅滞なく行います。	こども応援課
141	子育て支援アプリを活用した子育て情報の配信	アプリ配信により、子育てに関する行政サービスの最新情報を提供します。ホームページや子育て支援ガイドブックにより、子育て支援アプリの周知に努めるとともに、最新情報への更新を遅滞なく行います。	こども応援課
142	母子健康手帳の交付	交付時に事業・制度の紹介に努め、活用の促進を図ります。また、面接やアンケートなどを実施しハイリスク妊婦の把握に努めます。交付時全員に、面接が行える体制を整えるように努めます。	子育て支援課

【指標】

事業の進捗・達成度を『見える化』し、分かりやすく示すため、行政評価を活用し、各施策に対して成果指標を設けます。本計画における指標は、最上位計画である鴻巣市総合振興計画との整合を図り設定します。

基本目標Ⅰ ライフステージを通して切れ目のないこども・若者の育ちを支援します

（１）妊娠・出産期・乳幼児期における支援

No	指標	現状値 (R5 年度実績値)
1	保育サービスに満足している保護者の割合	96.9%
2	子育てに悩んだときに解決方法を知っている親の割合	81.3%
3	産後の指導・ケアに満足している保護者の割合	79.9%

（２）学齢期における支援

No	指標	現状値 (R5 年度実績値)
1	学習に対して意欲をもっている児童生徒の割合	小学生 82.7% 中学生 67.5%
2	規律ある態度の児童生徒の割合	90.8%
3	不登校児童生徒の割合	小学生 1.1% 中学生 5.9%

（３）青年期における支援

No	指標	現状値 (R5 年度実績値)
1	ジョブサポートこうのすにおける就職者数	255 人
2	人口 1,000 人あたりの婚姻件数	2.6 件

基本目標２ こども・若者の人権と最善の利益が尊重される環境をつくります

（１）こども・若者の権利の保障

No	指標	現状値 (R5 年度実績値)
1	安心して自分の気持ちを言えていると感じている児童生徒の割合	84.7% (R6 年度調査)
2	相手の気持ちを考え、やさしい言葉遣いができる児童生徒の割合	89.3%

（２）多様な居場所・活動機会の確保

No	指標	現状値 (R5 年度実績値)
1	ほっとできる場所がないと感じている児童生徒の割合	5.0%
2	青少年健全育成活動の参加者数	988 人

（３）児童虐待防止対策の充実

No	指標	現状値 (R5 年度実績値)
1	養育相談を含む児童虐待などの相談件数	502 件

基本目標３ 配慮を必要とするこども・若者や子育て家庭を支援します

（１）こどもの貧困の連鎖を断ち切るための支援

No	指標	現状値 (R5 年度実績値)
1	学校・家庭・地域が連携していると思う保護者の割合	86.7%
2	小学校区に対して１つ以上のこども食堂がある割合	64.7%

（２）障がいのあるこども・若者の支援

No	指標	現状値 (R5 年度実績値)
1	在宅でサービスを利用している障がい者（児）の割合	92.6%

（３）困難な状況にあるこども・若者に対する支援

No	指標	現状値 (R5 年度実績値)
1	青少年関連の相談件数	17,706 件

基本目標４ 安心して子育てができる環境を確保します

（１）妊娠から出産、子育てに関する経済的負担の軽減

No	指標	現状値 (R5 年度実績値)
1	子育てに悩んだときに解決方法を知っている親の割合 (再掲)	81.3%

（２）地域における子育て支援の充実

No	指標	現状値 (R5 年度実績値)
1	青少年健全育成活動の参加者数（再掲）	988 人
2	公園に対する満足度	76.9%

（３）ひとり親家庭への支援

No	指標	現状値 (R5 年度実績値)
1	子育てに悩んだときに解決方法を知っている親の割合 (再掲)	81.3%

（４）子育て情報提供体制の充実

No	指標	現状値 (R5 年度実績値)
1	子育てに悩んだときに解決方法を知っている親の割合 (再掲)	81.3%

第5章 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策 (第3期子ども・子育て支援事業計画)

1. 教育・保育提供区域の設定

全てのこどもや保護者が、教育・保育、子育て支援の提供を受けることができる環境を整備するため、「量の見込み（需要）」、「確保方策（供給）」を設定する単位として、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、区域（「教育・保育提供区域」）を設定します。

本市における教育・保育提供区域の設定は、「市全域の1区域」とします。

なお、「量の見込み」、「確保方策」の設定にあたり、本市の子育ての実態を把握し、子育て支援のニーズを分析するために「子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査（ニーズ調査）」を実施しました。子育て支援のニーズ量は鴻巣、吹上、川里地域ごとに分析し、算出しています。

2. 教育・保育サービスの充実

急速な少子化が進む中、共働き家庭の増加により、保育を必要とするこどもが増加しています。また、母親の就労意向が高まる一方で、産休・育児休業明けに保育所等に預けられず、就労を継続することができないなど、待機児童の拡大が大きな社会問題となっています。

安心して仕事と子育ての両立ができるよう多様なニーズや就労形態等に対応するため、教育・保育における質、量の両面を充実させ、引き続き待機児童が生じない体制の整備を進めます。

(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策

小学校就学前児童数の推移、アンケート調査（ニーズ調査）から算出した学校教育・保育の利用意向や就労希望等により、保育必要性の認定区分、年齢区分に応じた計画期間における各年度の量の見込みを定め、提供体制の整備を図ります。

■認定区分と提供施設

認定区分			保育の 必要性	対象施設・事業
子どもの ための教育・保育 給付認定	1号	満3歳から就学前	なし	幼稚園（新制度移行済）、認定こども園
	2号		あり	保育所、認定こども園、（◇企業主導型保育事業（地域枠））
	3号	満3歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育等）、（◇企業主導型保育事業（地域枠））
子育ての ための施設等利用 給付認定	新1号	満3歳から就学前	なし	幼稚園（新制度未移行園）、国立幼稚園、特別支援学校幼稚部
	新2号	3歳児クラスから就学前	あり	預かり保育事業〔満3歳～〕、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
	新3号	0～2歳児クラスのうち、市民税非課税世帯		
乳児等 支援給付	乳児等 支援給	0歳6か月から満3歳未満	なし	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等

◇教育・保育の量の見込み・確保方策

(単位：人)

			1号	2号		3号		
			満3歳以上	満3歳以上		2歳	1歳	0歳
			教育	教育	保育	保育	保育	保育
令和7年度	①量の見込み（利用希望）		1,070		1,087	413	342	105
	②整備 目標	教育・保育施設	1,307		1,305	311	254	153
		小規模保育施設				96	82	48
	過不足（②－①）		237		218	▲6	▲6	96
令和8年度	①量の見込み（利用希望）		1,070		1,087	413	342	105
	②整備 目標	教育・保育施設	1,307		1,305	311	254	153
		小規模保育施設				100	91	49
	過不足（②－①）		237		218	▲2	3	97
令和9年度	①量の見込み（利用希望）		1,070		1,087	413	342	105
	②整備 目標	教育・保育施設	1,307		1,305	311	254	153
		小規模保育施設				100	91	49
	過不足（②－①）		237		218	▲2	3	97
令和10年度	①量の見込み（利用希望）		1,070		1,087	413	342	105
	②整備 目標	教育・保育施設	1,307		1,218	299	252	152
		小規模保育施設				100	91	49
	過不足（②－①）		237		131	▲14	1	96
令和11年度	①量の見込み（利用希望）		1,070		1,087	413	342	105
	②整備 目標	教育・保育施設	1,307		1,218	299	252	152
		小規模保育施設				100	91	49
	過不足（②－①）		237		131	▲14	1	96

【確保方策】

1号認定・2号認定については、量の見込みを定員が上回っており、希望者全員を受け入れられる定員が確保されています。

3号認定のうち、0歳児は量の見込みに対して定員が確保できている一方、1・2歳児については、量の見込みに対して定員が不足することが見込まれており、就学前児童数の推移や入所申請・施設の利用状況を踏まえ、教育保育施設等の定員の見直しにより、確保体制を整備します。なお、教育・保育の継続的な充足のため、民間事業者の参入を促進します。また、大規模集合住宅開発等により受入枠が不足する地域に保育所等を整備します。

(2) 教育・保育の一体的な提供及び推進

子ども・子育て支援において、幼児期の教育・乳幼児期の保育を担う幼稚園、保育所等の役割は重要なものであり、必要な全てのこどもや保護者が、教育・保育の提供を受けることができる環境を整備する必要があります。

幼稚園・保育所としてこれまで培ってきた知識・技能等、双方の良さを活かした認定こども園の普及・促進を図り、乳児期から小学校就学前までの発達段階に応じたより質の高い教育・保育の提供に努めるとともに、小学校との情報交換を密にし、円滑な接続を図っていきます。

また、地域型保育事業を行う各施設が、幼稚園、認定こども園または保育所と連携することにより、連携施設から保育内容の支援を受けるなど保育環境の充実が図れるほか、卒園後に優先的に受け入れができる体制を構築することで、切れ目のない子育て支援が受けられるように留意します。

さらに、質の高い教育・保育の提供に向けて、研修の実施により保育士等の資質向上に努めるとともに、処遇改善を始めとする労働環境への配慮及び教育・保育施設における自己評価、関係者評価等を通じた運営改善及び教育・保育施設を行う者に対する適切な指導監督、評価等の実施に努めます。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

「子育てのための施設等利用給付」とは、支給要件を満たしたこどもが、市の確認を受けた新制度未移行幼稚園、認可外保育施設等、預かり保育事業、児童発達支援を利用する際に要する費用について、支給するものです。

この制度が円滑に実施・利用されるよう、引き続き施設・事業者への周知や保護者に対する情報提供などに努めます。

(4) 産後の休業、育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育児休業明けの保育を希望する時期に、円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に情報提供するとともに、教保護者の就労状況やその変化に柔軟に対応してまいります。

3. 地域子ども・子育て支援事業

「地域子ども・子育て支援事業」は、子ども・子育て支援法に規定された事業であり、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。「教育・保育」の量の見込みと同様に、アンケート調査（ニーズ調査）から算出した各事業の利用意向や就労希望等により、計画期間における各年度の量の見込みを定め、提供体制の整備を図ります。

令和4年度の児童福祉法改正により、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が新たに創設され、令和6年4月1日から施行されました。この3つの事業についても地域子ども・子育て支援事業の「養育支援訪問事業」の1項目として量の見込み及び確保方策を定めます。

また、令和6年6月の子ども・子育て支援法等の改正により、「妊婦等包括相談支援事業」「乳児等通園支援事業」「産後ケア事業」が新たに地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、令和7年4月1日から施行される予定となっています。これらの事業についても、量の見込み及び確保方策を定めます。

◇地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業（延長保育）
(2) 放課後児童健全育成事業「放課後児童クラブ」
(3) 子育て短期支援事業
(4) 地域子育て支援拠点事業
(5) 一時預かり事業 －①幼稚園・認定こども園における一時預かり事業 －②保育所等における一時預かり事業
(6) 病児保育事業
(7) ファミリー・サポート・センター事業（小学校就学児）
(8) 利用者支援事業（4類型） －①利用者支援事業（基本型、特定型、こども家庭センター型【新規】、地域子育て相談機関） －②妊婦等包括相談支援事業型 【新規】
(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
(10) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 －①養育支援訪問事業 －②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 －③子育て世帯訪問支援事業 【新規】 －④児童育成支援拠点事業 【新規】 －⑤親子関係形成支援事業 【新規】
(11) 妊婦健診事業
(12) 産後ケア事業 【新規】
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
(15) 乳児等通園支援事業 【新規】（令和7年度限り）

(1) 時間外保育事業（延長保育）

保護者の就労時間や就労形態に対応し、保育所や認定こども園等で行う時間外保育サービスで、11時間の開所時間を超えて保育を行う事業です。

◇量の見込み・確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,098	1,101	1,101	1,041	1,041
②確保方策	2,195	2,202	2,202	2,082	2,082
過不足(②-①)	1,097	1,101	1,101	1,041	1,041

(2) 放課後児童健全育成事業「放課後児童クラブ」

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、学校の余剰教室等で、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

◇量の見込み・確保方策

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	低学年	1,142	1,146	1,127	1,117	1,161
	高学年	773	745	741	709	690
	合計	1,915	1,891	1,868	1,826	1,851
②確保方策		2,020	2,100	2,180	2,180	2,180
過不足(②-①)		105	209	312	354	329

(3) 子育て短期支援事業

保護者の様々な理由（疾病、冠婚葬祭、育児疲れの解消等）で、18歳未満のこどもの養育が困難になった場合や、緊急に養育が必要となった場合などに、児童福祉施設において一時的に養育する預かり事業です。

◇量の見込み・確保方策

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(年間)	40	40	40	40	40
②確保方策	40	40	40	40	40
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等で実施するサービスで、子育て中の親子が集い、交流するとともに、育児相談や子育てに関する情報提供等を行う事業です。

◇量の見込み・確保方策

(単位：人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	33,000	33,000	33,000	37,000	37,000
②確保方策	9か所	9か所	9か所	10か所	10か所

(5) 一時預かり事業

①幼稚園・認定こども園における一時預かり事業

幼稚園・認定こども園の在園児を対象に、教育時間の前後や長期休業日等に当該幼稚園や認定こども園で保育する事業です。

◇量の見込み・確保方策

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	61,776	61,776	61,776	61,776	61,776
②確保方策	61,776	61,776	61,776	61,776	61,776
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

②保育所等における一時預かり事業

一時的に家庭での保育が困難となった児童を対象に、一時的に預かる事業で、幼稚園で行っている一時預かり事業を除き、保育所等で行っている事業です。

◇量の見込み・確保方策

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,990	3,025	3,016	3,058	3,028
②確保方策	11,425	11,425	11,425	11,425	11,425
過不足(②-①)	8,435	8,400	8,409	8,367	8,397

(6) 病児保育事業

保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所、その他の場所において、保育を行う事業です。

◇量の見込み・確保方策

(単位：人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		600	600	600	600	600
②確保方策	病児対応型	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	体調不良児型	960	960	960	960	960
過不足(②-①)		2,760	2,760	2,760	2,760	2,760

(7) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生の保護者を対象に、一時預かり等の援助を希望する方と援助を行いたい方が会員となり、相互に援助し合う事業です。

◇量の見込み・確保方策

(単位：人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
②確保方策		1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(8) 利用者支援事業

①利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

◇量の見込み・確保方策

(単位：か所)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		10	10	10	10	10
②確保方策	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	8	8	8	8	8
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

②妊婦等包括相談支援事業型【新規】

経済的支援を行う妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

◇量の見込み・確保方策

(単位：人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2,010	1,989	1,986	1,980	1,593
②確保方策	2,010	1,989	1,986	1,980	1,593
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児・保護者の心身の状況や養育環境の把握を行う事業です。

◇量の見込み・確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	624	622	620	618	616
②確保方策	実施体制：訪問員 3人、実施機関：子育て支援課				

(10) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

①養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等の支援を行う事業です。

◇量の見込み・確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	75	75	75	75	75
②確保方策	実施体制：子ども家庭総合支援拠点相談員 4人 実施機関：子育て支援課				

②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

支援対象児童等の早期発見や適切な保護及び支援を図るために、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、教育・保育施設、保健関係、医療機関、警察等の関係機関と連携を図る事業です。

◇確保方策

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のため、要保護児童対策地域協議会を中心とした取組を実施します。外部の専門家を招いての会議や、関係機関の職員を対象とした研修会、一般市民に向けた児童虐待防止につながる講演会などを開催し、地域で子どもを守るネットワークを強化していきます。

③子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

◇量の見込み・確保方策

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	100	100	100	100	100
②確保方策	100	100	100	100	100
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

④児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。

◇確保方策

団体等と連携し、居場所のない児童等に対して、児童等が居場所と感じられる安全・安心な場を提供するとともに国の動向を注視し、本市の実情に応じた取組を行います。

⑤親子関係形成支援事業【新規】

こどもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、ペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

◇確保方策

児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施し、保護者同士の情報交換の場を設けるとともに、国の動向を注視しつつ、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

(11) 妊婦健診事業

安心、安全な出産を迎えるため、妊婦を対象に妊娠期間中の定期的な健康診査の受診を勧奨し、健診を行う事業です（受診回数…1人14回）。

◇量の見込み・確保方策

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	606	614	616	625	618
②確保方策	実施場所：委託医療機関 実施体制：2人 検査項目：妊婦一般健康診査、HTLV-I抗体検査、クラミジア検査 ヒト免疫不全ウイルス抗体検査、子宮頸がん検査 実施時期：妊娠届出後から出産まで				

(12) 産後ケア事業【新規】

育児等の支援が必要な出産後の母子を対象に、心身のケアや育児サポート等を行い、母子とその家族が健やかな育児ができるように、支援を行う事業です。

◇量の見込み・確保方策

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	262	267	272	277	282
②確保方策	262	267	272	277	282
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況等を勘案して本市が定める基準に基づき、特定教育・保育又は特定子ども・子育て支援を受けた場合にかかる保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を助成する事業です。

◇確保方策

鴻巣市実費徴収に係る補足給付実施要綱に基づき実施するとともに、国の動向を注視し、必要に応じて実施要綱の見直しを行います。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

◇確保方策

住民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者の参入による多様な能力の活用が重要であると同時に、過剰供給を避け事業者が採算性を確保し経営の安定性を維持することも重要であることから、本事業は本市の実情や需給の状態を十分に把握したうえで民間事業者等の参入を促進します。

(15) 乳児等通園支援事業【新規】

普段、保育所などに通っていない家庭のこどもを対象に、保育施設等で、預かりを行うことで、集団生活の機会を通じたこどもの成長を促し、また保護者の負担軽減を図る事業です。また、利用児童の保護者を対象に子育てに関する相談支援などを行います。

◇量の見込み・確保方策

	年齢	令和7年4月1日		令和8年4月1日		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日	
		見込み 計画数	うち新 規整備	見込み 計画数	うち新 規整備	見込み 計画数	うち新 規整備	見込み 計画数	うち新 規整備	見込み 計画数	うち新 規整備
必要受入 時間数	0歳児		1,488		1,446		2,115		2,300		2,230
	1歳児		1,836		1,692		2,340		2,370		2,140
	2歳児		1,896		1,752		2,412		2,460		2,220
	合計		5,220		4,890		6,867		7,130		6,590
(整備量) 必要定員数	0歳児	8.4	4.4	8.4	0.0	10.8	2.4	10.8	0.0	12.8	2.0
	1歳児	10.4	4.4	10.4	0.0	14.1	3.8	14.1	0.0	18.1	4.0
	2歳児	11.6	4.6	11.6	0.0	15.7	4.0	16.0	0.3	19.9	4.0
	合計	30.4	13.4	30.4	0.0	40.6	10.2	40.9	0.3	50.8	10.0

4. 放課後児童対策推進の取組

(1) 取組の目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次世代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行えるよう放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることを目的として、国により平成30年9月14日に『新・放課後子ども総合プラン』が策定されました。本市においては同プランに基づく取組である『新・放課後子ども総合プランに基づく第2期子ども・子育て支援事業計画』を別途策定し、推進してきました。

引き続き全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができる場所の拡充を引き続き進めていくという観点から、第3期子ども・子育て支援事業計画においても、同様に放課後児童対策の推進に関する取組を定め、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めます。

(2) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の状況

①放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、鴻巣市立小学校に就学している児童のうち、保護者が労働等により昼間家庭にいないことが常態であるものの健全な育成を図るために設置している施設です。

令和6年10月1日現在、市立小学校17校に公立のクラブを17クラブ設置しているほか、民間で7クラブ設置しています。

◇放課後児童クラブの定員数・利用児童数及び整備の必要性（令和6年10月1日時点）

No	放課後児童クラブ	小学校	定員	入室児童数
1	鴻巣放課後児童クラブ	鴻巣東小学校	138人	85人
2	南放課後児童クラブ	鴻巣南小学校	40人	31人
3	南よつばの願い学童※	鴻巣南小学校	72人	77人
4	馬室放課後児童クラブ	馬室小学校	99人	66人
5	田間宮放課後児童クラブ	田間宮小学校	63人	57人
6	どんぐり学童保育室※	田間宮小学校 鴻巣北小学校	80人	59人
7	田間宮学童結※	田間宮小学校	99人	91人
8	箕田放課後児童クラブ	箕田小学校	80人	48人
9	神明放課後児童クラブ	鴻巣北小学校	107人	101人
10	あたご放課後児童クラブ	松原小学校	80人	78人
11	赤見台第1放課後児童クラブ	赤見台第一小学校	80人	50人
12	赤見台第2放課後児童クラブ	赤見台第二小学校	73人	58人

No	放課後児童クラブ	小学校	定員	入室児童数
13	中央放課後児童クラブ	鴻巣中央小学校	120 人	87 人
14	常光放課後児童クラブ	鴻巣中央小学校	39 人	13 人
15	吹上放課後児童クラブ	吹上小学校	130 人	85 人
16	吹上もろっ子児童クラブ※	吹上小学校	36 人	31 人
17	小谷学童※	小谷小学校	62 人	37 人
18	下忍放課後児童クラブ	下忍小学校	102 人	97 人
19	大芦放課後児童クラブ	大芦小学校	55 人	37 人
20	屈巢放課後児童クラブ	屈巢小学校	80 人	52 人
21	共和放課後児童クラブ	共和小学校	40 人	17 人
22	広田放課後児童クラブ	広田小学校	80 人	56 人
23	学童保育ふくろうの森※	赤見台第一小学校 赤見台第二小学校 下忍小学校	77 人	64 人
24	なのはな学童保育※	吹上小学校 下忍小学校	40 人	40 人

※は民設民営の児童クラブ

【放課後児童クラブの現状】

公設公営、公設民営、民設民営を問わず、「鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき運営しています。

入室児童は年々増加していますが、平成 27 年度に定めた「鴻巣市放課後児童クラブの基本的な確保方策方針」に従い、小学校余裕教室の活用、施設の拡充等により対応し、待機児童は生じていません。

【基本的な確保方針】

- ・現状での運営が困難な状況になった場合は、原則、学校内での余裕教室等を利用します。
- ・学校内での対応が困難な場合は、他の公共施設や民間活力により対応します。
- ・学校の統廃合等に合わせ、放課後児童クラブの必要量の見直しを随時行います。

②放課後子ども教室の状況

放課後子ども教室は、こどもたちの安全・安心な居場所を設け、こどもたちが地域社会の中で心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進するものです。様々な体験活動や異学年児童の交流、児童と地域の方々との交流を通して、こどもたちが、社会性や自主性、創造性等の豊かな人間性を育むことをねらいとしています。

本市では、平成 23 年度から「放課後子ども教室事業」を開始し、令和 6 年 10 月 1 日現在、17 校全ての小学校で本事業を実施しています。

【放課後子ども教室の現状】

地域の実情に応じた運営を図るため、地域の方々や関係団体等の協力を得て、放課後子ども教室ごとに「実行委員会」を組織し、具体的な活動の計画・運営は実行委員会を中心に進めています。そのため、開催日数や参加人数、内容等は教室により異なります。

児童・スタッフとも活動に慣れ、円滑に事業を進めており、活動内容には広がりが出てきています。今後、事業を安定的に継続していくために、コーディネーターや活動協力者を地域で継続的に確保できるような運営方法を構築することが重要な課題となっています。

（３）放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標事業量

放課後児童クラブは、全ての小学校区に設置されています。第３期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策は下表のとおりです。量の不足が見込まれるクラブについては、順次施設の整備を検討し、量の確保に努めます。

◇市全体の量の見込み・確保方策

（単位：人）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	低学年	1,142	1,146	1,127	1,117	1,161
	高学年	773	745	741	709	690
	合計	1,915	1,891	1,868	1,826	1,851
②確保方策		2,020	2,100	2,180	2,180	2,180
過不足（②－①）		105	209	312	354	329

◇放課後児童クラブ別の量の見込みと整備の必要性

鴻巣北小学校、松原小学校、下忍小学校の３校について、向こう５年間の児童数の増加に伴う定員超過が見込まれるため、ニーズを満たすための施設整備を検討する必要があります。

また、小学校の統廃合に合わせた必要量を満たすための施設整備の検討を行います。

◇放課後児童クラブ別の整備の方向性

第一に、学校内の空き教室の活用を検討しますが、児童数の増加に伴う放課後児童クラブ入室児童数の増加見込みのため、学校内の空き教室の確保が難しいことが想定されます。その際には、公共施設や民間活力による対応策を検討します。

(4) 校内交流型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量及び実施計画

小学校 17 校のうち、令和 6 年度における校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が 9 校、連携型が 7 校、連携をしていない学校が 1 校あります。

◇連携型、校内交流型の目標事業量及び実施計画

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
学 校 数	16	16	16	16	16
校 内 交 流 型	9	9	9	9	9
連 携 型	6	6	6	6	6
そ の 他	1	1	1	1	1
未 実 施	0	0	0	0	0
開 設 割 合	100%	100%	100%	100%	100%

(5) 連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的、又は連携により実施するためには、関係者の間で様々な調整を行う必要があります。

そのため、放課後子ども教室を実施している、又は実施する小学校ごとに、放課後子ども教室のコーディネーターと放課後児童クラブの支援員が連携できるよう定期的な打ち合わせの場を設けます。

また、放課後児童クラブを利用する児童が放課後子ども教室を利用する場合の児童の受け入れや引き渡しについて双方が連携を図れるような体制を構築します。

(6) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

放課後児童クラブは、学校の余裕教室を改修整備して実施する場合は、施設の管理などについて放課後児童クラブ担当部局と学校の間で協議を行い、覚書を交わしたうえで施設を利用・管理しています。

放課後子ども教室を含めた今後の新たな学校の余裕教室の活用については、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の担当部局が学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後児童対策の必要性、意義等について説明を行い、理解を求めるとともに協議を行います。

(7) 放課後児童対策に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策

令和元年度より放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に進めるべく、両事業の担当部局はこども未来部となりました。両事業の実施については、学校との調整が不可欠であるため、教育委員会と連携し両事業の実施状況・課題などについて情報共有を図り、十分な協議を踏まえ推進していきます。

(8) 特別な配慮を必要とする子どもや家庭への対応に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室では配慮が必要な児童の利用が一定程度あります。

今後においても児童の安全・安心を第一に、配慮が必要な児童への支援方法などに関する研修や受け入れに必要な加配等に関する補助体制を充実していきます。

(9) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間設定に係る取組

現在、市内全ての放課後児童クラブにおいて、午後7時（一部の民間で午後7時半）までの開所時間としています。今後においても利用者のニーズに合った開所時間の設定に努めていきます。

(10) 事業の質の向上に関する具体的方策

放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る役割を担っています。

こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年4月、厚生労働省）等を基本に、こどもの発達段階に応じた育成と環境づくりを進めていきます。

支援員については、適切な遊び、生活の援助ができる指導力を養い、きめ細かな配慮と適切な判断ができるよう研修を通じた支援の質の向上を目指します。

(11) 放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

ホームページ等による周知を推進するとともに、放課後子ども教室との連携を通じて、地域との連携を図り、地域組織や子どもに関わる関係機関等と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。

第6章 計画の推進と進捗管理

1. 計画の実現に向けた役割

本計画を推進するにあたっては、家庭、地域、企業・職場、行政などがそれぞれの役割を果たしていく必要があります。計画の実現に向けて、連携・協力しながら計画を推進します。

(1) 家庭の役割

家庭はこどもを育てる基本的な場であり、こどもが心身共に健やかに育つ上で重要な役割をもっています。親子の絆を深め、愛情あふれるふれあいの中でこどもの基本的な生活習慣や思いやりの心などを育てることが必要です。そのため、家族等が互いに助け合いながら子育てに参加し、安らぎのある家庭づくりに努めることが大切です。

(2) 地域の役割

子育て家庭を支援するためには、市民一人ひとりが子育てに関心を持ち、子育て家庭を温かく見守り、「地域でこどもを育てる」という意識を持つことが重要です。近隣同士のつながりを深め、様々な交流や自治組織、地域活動団体が相互に連携を深め、地域住民が共に支え合い、地域ぐるみで子育て支援活動に積極的に参加することが期待されます。

(3) 企業・職場の役割

働き方改革関連法により、出産・育児後も女性が変わらず働き続けられる環境の整備は、企業や職場が取り組まなくてはならない重要な課題となりました。育児休業制度の導入や制度を利用できる職場づくり、個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できるなど、子育てと仕事の両立を可能とする労働環境の充実や整備を推進するとともに、地域社会の一員として子育てに対する理解と認識を深め、子育てにやさしい環境づくりに努めていくことが求められています。

(4) 行政の役割

本計画の内容は広範な分野にわたることから、各事業担当課は、子ども・子育て支援に対する共通の認識を持つことが重要であるとともに、地域にある子育て支援に関する資源を積極的に活用し、計画を推進していきます。また、子ども・子育て支援に関する情報を、広報や子育て支援アプリ、インターネット等を活用し、提供していきます。

2. 計画の推進体制

(1) 連携の強化

本計画に盛り込まれた事業の実施には、市はもとより、関係行政機関、サービス事業者、地域組織・団体、企業、そして市民が関わり、各関係者の緊密な連携が必要です。

①市行政内部の連携強化

本計画推進にあたっては、福祉、教育、保健、医療をはじめ、雇用、生活環境など様々な行政分野が関わっていることから、市行政内部の関係部局の連携を強化します。

②国・県・周辺市との連携強化

本計画に盛り込まれた事業の多くは、子ども・子育て関連3法のもとに実施されることから、国・県、さらには周辺市との連携を強化します。

③サービス事業所、関係組織・団体との連携強化

各種サービスの提供は、民間サービス提供事業所、地域組織、ボランティア・NPO 団体等の組織、団体が担っていることから、それらとの連携を強化します。

(2) 組織体制の強化

本計画に盛り込まれた事業には様々な組織、団体が関わっていることから、各団体・組織が有機的に連携し、事業が効率的に、着実に実行されるよう、組織体制の強化を図ります。

①市行政内部の連携体制の整備・強化

各事業の推進には市行政内部の多くの部局が関わることから、関係各部局による連絡・調整・協議機関としての組織体制の整備・強化を図ります。

②関係組織・団体との連携体制の整備・強化

各種サービスの提供には、行政、民間サービス提供事業者、ボランティア・NPO 団体等、様々な組織・団体が関わっています。

各組織・団体の緊密な連携が図れるよう、それらの組織・団体の連絡・調整・協議機関としての組織体制の整備・強化を図ります。

③計画の進行管理体制の強化

計画された各事業の実施状況を定期的に点検し、計画の進捗を評価するとともに、計画の見直しの必要性を検討するために、計画の進行管理組織を整備・強化します。

3. 計画の点検・評価

本計画が着実に実行されるように、行政評価（P D C A サイクル）に従って計画に盛り込まれた各事業の実績を点検し、計画の進捗を評価し、計画と実績に乖離があり、必要がある場合は計画の見直しを行うこととします。

各事業の実績の点検は毎年度行い、それをもとに計画の進捗状況を「鴻巣市こどもまんなか会議」において審議し、評価するものとします。また同会議において、計画と実績の評価をもとに、計画の見直しについての必要性を検討します。

計画の見直しが必要となった場合は、速やかに見直し計画を作成し、各事業の実施を推進することとします。

資料編

Ⅰ. 策定経過

年度	日程	実施内容
令和5年度	11月9日	第3期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画について諮問 第1回鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会 (1) 協議会の役割、子ども・子育て支援新制度の概要 (2) 第3期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査について
令和6年度	6月25日	鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会条例を鴻巣市こどもまんなか会議条例に改正
	7月10日	鴻巣市こども計画について諮問 第1回鴻巣市こどもまんなか会議 (1) 会議の役割、こどもまんなか会議の概要 (2) こども・子育て支援に関するニーズ調査について (3) 第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画の実績について (4) 鴻巣市こども計画について
	9月20日	第2回鴻巣市こどもまんなか会議 (1) 鴻巣市こども計画の骨子案について (2) こどもからの意見聴取について
	11月20日	第3回鴻巣市こどもまんなか会議 (1) 鴻巣市こども計画の施策案について
	1月15日	第4回鴻巣市こどもまんなか会議 (1) 鴻巣市こども計画(案)について
	1月17日～ 2月16日	鴻巣市こども計画(案)に対する意見募集
	2月21日	第5回鴻巣市こどもまんなか会議 (1) 鴻巣市こども計画(案)のパブリックコメントについて (2) 答申(案)について
	2月26日	鴻巣市こどもまんなか会議から答申

２．鴻巣市こどもまんなか会議条例

○鴻巣市こどもまんなか会議条例

平成23年 3 月30日 条例第 6 号

(設置)

第 1 条 こども施策（こども基本法（令和 4 年法律第77号）第 2 条第 2 項に規定するこども施策をいう。）を総合的かつ計画的に推進するため、鴻巣市こどもまんなか会議（以下「こどもまんなか会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 こどもまんなか会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) こども基本法第10条第 2 項及び第 5 項に規定するこども施策に関する計画（以下「こども計画」という。）の策定及び変更に関すること。
- (2) こども計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (3) その他こども計画に基づく施策に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 こどもまんなか会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子育て支援サービスの利用者
- (2) 地域活動団体の代表者
- (3) 関係機関の代表者
- (4) 識見を有する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 こどもまんなか会議に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 こどもまんなか会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 こどもまんなか会議の庶務は、こども未来部こども応援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、こどもまんなか会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第6号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第1号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日条例第1号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月25日条例第22号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会条例（以下この項において「旧条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱されている委員は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、改正後の鴻巣市こどもまんなか会議条例（以下この項において「新条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、その委嘱されたとみなされる委員の任期は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第4条第1項の規定により委嘱された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

- 3 次に掲げる条例の規定中「鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会条例」を「鴻巣市こどもまんなか会議条例」に、「鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会の」を「鴻巣市こどもまんなか会議の」に改める。

- （1） 鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鴻巣市条例第33号）第4条第1項
- （2） 鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鴻巣市条例第34号）第4条第1項

3. 鴻巣市こどもまんなか会議委員名簿

	ふりがな 氏 名	推 薦 団 体(役職)
副会長	こばやし みすず 小林 美鈴	鴻巣市民生委員・児童委員協議会連合会
	いしだ けいこ 石田 恵子	市内放課後児童クラブ
	こまつ だいすけ 小松 大祐	鴻巣市障がい者団体・支援団体連絡協議会
会長	たけい としお 武井 利男	鴻巣市社会福祉協議会
	くぼ た やすお 久保田 泰雄	市内民間保育園
	いとう ひかり 伊藤 ひかり	鎌塚保育所保護者会
	はいじま まゆみ 葩島 麻弓	埼玉県鴻巣保健所
	くぼ か な こ 窪 香奈子	鴻巣市私立幼稚園認定こども園PTA連合会
	なおい としみつ 直井 利充	鴻巣市私立幼稚園認定こども園協会
	すずき まさひろ 鈴木 将浩	鴻巣市PTA連合会
	わたなべ よしゆき 渡邊 吉行	連合埼玉 県央地域協議会
	やまぐち のぶゆき 山口 延之	鴻巣市自治会連合会
	こいけ あい 小池 愛	公募
	しみず まさゆき 清水 将之	公募
	たかい やすたか 高井 康孝	公募
	ひらの やすこ 平野 康子	公募
	ふたまた かずと 二俣 一登	公募

4. 諮問

鴻こ応第285号
令和6年7月10日

鴻巣市こどもまんなか会議
会長 武井 利男 様

鴻巣市長 並 木 正 年

諮 問 書

下記の事項について、諮問いたします。

記

1 諮問事項

鴻巣市こども計画について
鴻巣市こどもの権利条例について

2 諮問理由

鴻巣市では、子育て支援の施策について、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度を初年度とした5年を1期とする鴻巣市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。本計画の2期が令和6年度に期間満了となること、また、こども基本法によりこども計画の策定が努力義務とされていることから、現行の子ども・子育て支援事業計画の内容に加え、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策、少子化社会対策の内容を含んだ鴻巣市こども計画を策定するものです。

また、こども基本法に掲げられているこども施策の基本理念として、こどもの権利を守ることが挙げられていることから、本市においても、こどもの権利に関する条例の制定を検討しています。

以上のことに鑑み、令和5年11月9日に諮問しました「第3期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画について」に加え、鴻巣市こども計画及び鴻巣市こどもの権利条例について検討いただきたく諮問いたします。

5. 答申

令和7年2月26日

鴻巣市長 並木 正年 様

鴻巣市こどもまんなか会議
会 長 武井 利男

第3期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画、鴻巣市こども計画 及び鴻巣市こどもの権利条例について（答申）

令和5年11月9日付鴻こ応第593号及び令和6年7月10日付鴻こ応第285号で諮問を受けた「第3期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画」及び第3期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画を含む「鴻巣市こども計画」並びに「鴻巣市こどもの権利条例」について、当会議で審議した結果を下記のとおり答申します。

記

当会議は、第3期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画を含む「鴻巣市こども計画」及び「鴻巣市こどもの権利条例」について諮問を受け、計6回にわたり会議を開催し、慎重に審議を重ねてまいりました。

鴻巣市こども計画については、こども大綱及び埼玉県こども・若者計画の内容を踏まえた上で、第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画からの継続性を持たせつつ、若者支援やこどもの貧困対策等の新たな視点を加えたものであり、鴻巣市における今後のこども・若者・子育て世代に対する取組を強化・推進するための方向性が整理できたものと考え、令和7年度から令和11年度までの適切な計画であると認めます。

鴻巣市こどもの権利条例については、児童の権利に関する条約に基づき、こどもたちを権利の主体として尊重し、こどもの持つ権利を明確にしたものであり、こどもまんなか社会の実現のために必要な考えであることから、適切な条例であると認めます。

なお、鴻巣市こども計画及び鴻巣市こどもの権利条例の推進にあたっては、当会議及びパブリックコメントで寄せられた意見・要望を尊重し、次の事項について十分配慮されることを要望します。

【鴻巣市こども計画】

- ・ 鴻巣市こども計画における基本理念としては、こどもたちからの意見を聴き「すべてのこども・若者が自分らしく成長できる こどもまんなか・こうのす」を新たに掲げたことにより、保護者目線からの子育て支援策の推進のみならず、こども目線からのこども施策のより一層の推進を図られたい。
- ・ 新たにこども計画を策定することで、広範な取組が含まれていることから、こども・子育て支援に関する様々な取組について、ホームページにライフステージごとに情報をまとめるなど、利用者が必要な情報を取得しやすい工夫をしていただきたい。
- ・ こども・子育て施策の推進にあたって、こどもや子育て当事者からの意見を聴き、効果的に施策を推進していただきたい。

【鴻巣市こどもの権利条例】

- ・ 鴻巣市こどもの権利条例については、こどもの定義を「青年期までの者で、心身の発達の過程にあるもの」としたことで、対象を年齢のみで区切るものではないため、支援が必要な者を含めることができ、本条例の趣旨に合致していると考えます。支援対象となる全てのこどもの権利が保障されるよう周知・啓発を含め、取組を強化いただきたい。
- ・ 意見公募で、「こどもの権利侵害からの救済として、第三者機関を設けること」という意見をいただいていたが、第三者機関として埼玉県の「子どもスマイルネット」の周知を図りつつ、本市における設置の必要性については継続して検討していただきたい。
- ・ 条例制定後に、こどもの権利について、誤解が生じないように、こどもたちに分かりやすく伝えていくとともに、保護者を含む関係者に正しく伝えていただきたい。



鴻巣市こども計画

発 行 日：令和7年3月

発行・編集：鴻巣市 こども未来部 こども応援課

〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央1番1号

電 話：048-541-1321（代）

F A X：048-541-1328

U R L：<https://www.city.kounosu.saitama.jp/>
